

カナダにおける信託の利用

ドノヴァン・ウォーターズ

清水 真人* (訳)

*徳島大学大学院ソシオ・アート・アンド・サイエンス研究部

Email: shimizu@ias.tokushima-u.ac.jp

Uses of the Trust Device in Canada

Donovan W.M. Waters (Author) *

Masato Shimizu (Translator)**

*Counsel, Horne Coupar, Barristers and Solicitors, Victoria, British Columbia, Canada

**Associate Professor, The University of Tokushima

目次

I. はじめに

II. 個人信託

A. 税金対策

1. 所得分割
2. 課税の繰延べ

B. 保険信託

C. 遺言信託

D. 裁量信託

E. 障害者扶養信託 (いわゆるヘンソン・トラスト)

F. 婚姻継承的財産設定

G. 別居または離婚信託

H. 墳墓の維持管理または永代供養のための信託

I. 葬祭執行のための前払い信託

J. 慈善目的信託

K. 慈善残余権信託

L. ブラインドまたは凍結信託

M. 財産保護信託

III. ビジネス・トラスト

A. 個人目的促進のためのビジネス・トラスト

1. 年金信託
2. 利益分配信託
3. 登録退職貯蓄控除制度信託
4. 合同運用投資信託
5. 従業員のための受託者としての雇用主
(a) カナダ年金プランおよび雇用保険への拠出
(b) 組合費、慈善目的の寄付、または休暇中の支払金

6. 健康および福祉利益

7. コンドミニウム保険信託

B. 個人事業または小規模事業促進のためのビジネス・トラスト

1. パートナーシップ持分の売買の合意
2. 株式購入合意
3. 株式議決権信託

4. 事業売却信託

C. 商取引全般を促進させるビジネス・トラスト

1. 法人設立の代替手段として用いられる信託 —いわゆる“ビジネス・トラスト”

- (a) 利点
- (b) 利用
 - (i) 不動産投資
 - (ii) ミューチュアル・ファンド
 - (iii) 不動産投資信託
 - (iv) 石油およびガスロイヤリティ信託
 - (v) 事業収益信託
- 2. 会社設立前の金銭保持手段としての信託
- 3. 担保提供手段としての信託
 - (a) 担保付社債信託
 - (b) モーゲージ信託
 - (c) 建築先取特権信託
 - (d) 株式預託信託
 - (e) 商品販売の支払のための信託
 - (f) 設備信託
 - (g) クイストクローズ信託
 - (h) 証券化—“特別目的体”としての信託

IV. 環境信託

- A. 米国公共信託原理
- B. 法定環境信託
- C. 信託方式による環境ファンド

V. 国際信託

I. はじめに

信託法の基本原理を築き上げている事例の多くは、遺言信託またはエステイト・プランニングに関する生前信託の文脈において生じたものである。これらの種類の信託は19世紀において支配的であり、それ以前では實際上全ての信託がこのような性格のものであった。これらの信託類型が身近なものであり続ける一方、信託は様々な場面で広く用いられるようになった。本章においてはコモン・ローの国であるカナダにおいて信託が個人または事業目的のために用いられてきた様々な場面について概観する。また本章では、環境保護との関連で信託が利用される可能性についても言及する。

もちろん、以下で論じられる信託の利用方法は、信託により付与されるコモン・ロー上の所有権と衡平法上の所有権の分離、すなわち権原保有 (title

holding) と管理運営 (management) の分離に関する例であり、これらは有用であろう¹。信託は、このような分離により利益となる多くの場面において有用な道具となるであろう。

II. 個人信託

信託は、家族の利益のため、またはそれに類する個人目的のために、生前処分または遺言による処分を通じて個人によって設定された場合、個人信託と言い表される。これらの目的には、指定された友人への給付、慈善、並びに一族の墳墓の維持管理などが含まれる。本節においては主として個人信託の文脈における信託の設定、管理、並びに終了について論じる。個人信託は、信託目的または信託関係が事業または商業に関連する信託と対比される。

A. 税金対策²

1. 所得分割

生前信託はエステイト・プランニングのために広く用いられている。生前信託は核家族または拡大家族の構成員間における所得分割の手段として広く用いられてきた。所得分割を用いなければ一個人の手に渡ってしまう所得は、運用、私的投資、若しくは持株会社といった手段を通じて、多数人に支払われる。さらには、それらの所得を受け取る者の数が多くなればなるほど、その所得に対する全体の税負担はより軽くなる可能性がある³。さらに、それらの受益者の中に未成年者または幼児が含まれている場合、それらの者は他に収入を得ていないであろうから、全体としての税負担は著しく軽くなるであろう。支払いは受益者に対して直接なされるか、または受益者のための信託に対してなされるであろう。信託は受益者が未成年者または幼児である場合に利用される明確な手段であるが、信託はまた、それらの収益をある一定の人々のために元本として保持し、その元本から生じた所得を他者に支払う場合にも用いられる。所得分割は法人または信託を間に介在させ行われるが、しかしながら通常は、ある者による投資から所得が生じる場合にその者が所得分割を用いなければ当該収益の唯一の受益者である場合、またはその者が株式保有を通じて支配している会社からの利益分配により所得が生じる場合にのみ行うことが可能である。所得分割は今のところまだ可能であり、信託は所得分割を促進してきたが、カナダ所得税法は所得

分割、とりわけ核家族間における所得分割を制限しようとしている⁴。

2. 課税の繰り延べ

生前信託は政府が明示的に信託の成立を意図している他のエステイト・プランニングの文脈においてもまた用いられる。すなわち、議会はその政策⁵として、納税者自身またはその配偶者若しくはその子の生活における様々な目的のために納税者による貯蓄を奨励している。このような目的のために議会は課税の繰り延べを認めている。すなわち、納税者は課税対象となる自らの所得を貯蓄ファンドに拠出し、そして納税者自身または納税者から指名された者が実際に当該ファンドから支払いを受けた時点で、それらの支払金に対して課税がなされる。ある一定の目的のために法律により指定された年度毎の貯蓄控除は、課税所得から控除される。すなわち、カナダ所得税法は控除額の上限を定めており、またどのような形態の貯蓄手段を用いることができるか規定している。生前信託は代表的な貯蓄手段であり、カナダ所得税法は納税者が退職後の収入を確保するためにファンドを設定する手段として生前信託を認めている⁶。しかしながら、教育資金貯蓄控除制度信託の場合、委託者は一定時期が到来した場合に、通常は委託者の子である指定受益者の高等教育に要する費用を援助するために、またはその費用負担から受益者を完全に解放するために定期的な支払いを行うが、その支払いは委託者にとって税金控除の対象とはならない。なぜならば、納税者自身はその信託から利益を享受しないからである。その代わりに、当該信託からの収益およびその収益の積立は課税対象とならず、受益者が信託から支払いを受けるまで課税されない。その場合、受益者は自らに適用される税率によりその給付に対し所得税を支払う。

議会はまた、この場合キャピタル・ゲイン課税に対してであるが、財産がある者から完全にまたは信託を介してその配偶者（またはコモンロー・パートナー）の利益のためにのみ譲渡される場合、課税の繰り延べを認めている⁷。この立法政策は、通常、同棲中の夫婦は婚姻期間中に様々な努力によって財産を形成し、譲渡しているという事実認識を反映し、また夫婦関係の相互依存性をも認識している。

B. 保険信託

信託を設定する資金を有していないが、自分の死亡後、家族が利益を享受できるように投資を行うことを望んでいる者にとって、自分自身にかけられた生命保険の保険証書は伝統的な信託設定の手段であった。保険契約者が受益者を指定し、または受益者のために保険金に信託を設定する。保険に加入後、委託者は保険料の払込が完了するまで、または自分自身が死亡するまで、定期的に保険料の支払いを行う。そして委託者が死亡した時点で信託条項が発動される⁸。また、その他の方法として、贈与者となるべき者またはその他の者が信託を設定し、贈与者が当該信託に対して1回または2回以上の拠出を行う。次に受託者は信託財産から支払いを行い、贈与者にかけられた生命保険の保険証書を取得する。当該信託の信託条項には、贈与者が自分自身で保険金に信託を設定する場合と同様に、受益者それぞれに対して贈与者が希望する受益の方法およびタイミングを的確に反映させることができる⁹。さらに、信託が多数の財産を生前贈与するための手段として用いられる場合には、保険証書は信託により保持される投資物件の一つにすぎないこともあるであろう¹⁰。

C. 遺言信託

遺言者は様々な理由により信託を利用する。伝統的に遺言者は、その配偶者、子並びに孫、さらには事業上の関係者または友人の幸福確保を願って信託を利用してきた。今日においても同様に、通常の遺言者は自己の財産を他人に譲渡することを望むだけでなく、財産が受益者に対し最大の利益をもたらすような方法により譲渡されることを望む。遺産が30万ドル¹¹に満たないと思われる場合には、財産を完全に譲渡することにより利益最大化を達成することができるであろう。承継的に利益を享受する異なる受益者間において収益と元本を分割した場合、どの受益者にとっても利益とはならないであろう。収益受益者は年間を通じて相対的に少額の金銭しか受け取ることができないと思われることから、そのような状況を補うために、収益受益者のために元本を取り崩す権限が決定的に重要となるであろう。その結果、何十年かにわたり収益受益者に対し生存者権が付与され、残余権者に譲渡する元本はほとんど残らないであろう。受託者への報酬を含む信託管理に要する費用の支払は、特別の事情が存在しない限り、ほとんど正当化されないであろう。

上記のような状況において、法律上またはその他の理由により自己の財産を管理する能力を有しない指定受益者、または事業経験を有しない指定受益者が存在するとする。未成年者および精神障害者は法律上、財産管理能力を有しない。また身体障害および知能障害を負っている者もまたそれらの障害を抱えながら労働に従事することになる。多くの遺言者は自らの財産管理能力または事業経験に欠ける指定受益者の浪費につき懸念を懐いている。信託を用いた財産処分により、当該財産から利益を享受する者から財産管理の権限を分離させることが可能となる。すなわち、委託者または遺言者は生存中にそのような財産管理方法を設定することができ、そして、どのような方法でまたどの時点で収益および元本による利益を享受させるかを事前に決定することができるのである。

伝統的に、信託を用いるカナダの遺言者は生涯権を生存配偶者に付与し、結婚している子、および生涯不動産権者よりも先に死亡した子供の子に対してはその親の地位において、元本を平等の割合で付与してきた¹²。先に死亡した子供に子がいない場合には、彼の持分はその兄弟姉妹に分配される。このようにして信託財産は配偶者の生存中は当該配偶者のために管理され、そして当該配偶者の死亡後は、遺言により元本を当該配偶者の相続人の間で分配することが可能となる。また遺言者によって受託者に対し前述したような権限、すなわち生存配偶者のために元本を取り崩す権限を付与することもまた一般的に行われている。このような方法により必要な場合に生存配偶者に対する援助を行うことができるのみならず、生存配偶者は受益者であることから、受託者に対し元本を取り崩す権限を付与したとしても、生存配偶者の生存中は所得税法との関係で“配偶者信託”としての性格を失う原因にもならない¹³。その結果、結婚している子の利益のために相続財産の前払いを行う権限は上記の権限に比べてあまり用いられていない。この権限は、通常の場合、生涯不動産権者の同意により、収益保有権または収益が確定的に発生する前に、その子に対して信託元本を一括払いしてしまう受託者の裁量権である。同様の理由により、生存配偶者が再婚した時点における生涯権の終了もより一般的ではなくなっている。

子が未成年の間に生存配偶者が死亡するかもしれ

ない場合、受託者は生存配偶者が死亡した場合に子が成人に達するまでその子の持分を保持するよう指図を受けるであろう。

未成年者が遺言の効力発生に即時の利益を有する場合、これらの未成年者の利益を保護するための信託が用いられる。遺言による蓄積信託はまさにこのような場合にしばしば用いられる利益保護手段である。遺言による蓄積信託は税金との関係で収益の分配を差し控えることを意図したものではなく、受託者に対し信託財産の分配につき裁量権を与えるものであり、それにより受託者による未成年者の利益促進が可能となる。

いわゆる“保護信託”は、1925年にイギリスにおいて法的形態を与えられたものであり、それ以降、ニュージーランド受託者法およびオーストラリアにおけるほとんどの州受託者法で導入されているが、カナダにおいてはそれ程一般的ではないように思われる¹⁴。保護信託とは、“保護された生涯不動産権者”が信託財産において生涯権を付与され、生涯不動産権者がその権利を譲渡しようとした場合または破産した場合に、その権利が終了するというものである。それ故に、収益の支払いはそれ以上なされず、そして収益の支払が終了することにより当該信託財産に対しその者の債権者はかかっていくことができなくなる。同様に、生涯不動産権者の権原が譲受人となるはずであった者に譲渡されることもない。生涯権が終了した時点で、前の生涯不動産権者、その妻、並びにその子の利益のために裁量信託が発動し、また前の生涯不動産権者が結婚していない場合には、生涯不動産権者およびその時点における生涯不動産権者の近親者の利益のために裁量信託が発動される¹⁵。

D. 裁量信託

裁量信託は、信託設定証書の効力発生により直ちに設定されることから、捺印証書によるか遺言によるかを問わず、コモン・ローの国であるカナダにおいてますます利用されるようになっていく。債権者保護および受益者の婚姻解消時における財産保護は事前の生涯権を付与されていない者の利益のために裁量信託を用いることで達成することができる。委託者または遺言者は通常、配偶者および子、遺言者に先立って死亡した子、または子により代表されている配偶者を受益者とし、そして財産分配に関する権限は受託者に残される。さらなる権限が受託者に対し付与される場合もあ

り、それらの権限には新しい信託に対して信託財産を再信託する権限または既存の信託の信託条項を変更する権限が含まれる。カナダにおいてこの30年の間に即時裁量信託へと向かっている信託の潮流は、アメリカにおいては時として“スプリンキング・トラスト”という表現で知られているものであり、それは贈与者間において以前にも増して税金に対する意識が強くなっているからである。受託者に付与される権限がより柔軟になればなるほど、撤回不能生前信託が設定された後、または信託を含む遺言の効果が生じた後における予見不可能な事象に対処できるようになる。より広範な管理処分権および裁量権を受託者に付与し、また委託者または遺言者が第一受託者または第二受託者として行動する自然人または法人の選任に多くの注意を払うことは、先進国である世界中のコモン・ロー諸国において広く見られる現象である。

受託者または他の受任者に対し、ある特定のクラスに受益者を加える権限または既存の受益者を除外する権限を付与することもまた、注目すべきことに、より一般的になりつつある。しかしながら、受託者がその裁量権を行使する際に外部からの収益または資産の利用を考慮すべきかどうかを裁量信託においてあらかじめ明確に定めておくことが非常に望ましく、この点は委託者または遺言者がしばしば見落とししてしまう点である¹⁶。

E. 障害者扶養信託（いわゆるヘンソン・トラスト）

州および準州は通常、少額の財産しか有しない障害者に給付を行うための制定法を有している。給付額は障害者の財産価値が増加するにしたがって減少し、その財産価値が十分に高い水準にまで達した時点で、給付は打ち切られる。障害者が有する財産の価値を評価するにあたり信託受益権について考慮がなされる。障害者の両親、親戚、その他の者が直接または信託を通じて障害者に贈与を行いたいと考えている場合、もしそれにより障害者への給付が減少してしまうならば、それらの者は贈与を差し控えるであろう。このような給付の減少への対策の一つは、信託によってファンドを設定し、そのファンドにおいて受託者は障害者に対するファンドの収益または元本の支払いに関して完全な裁量権を有するようにすることである。このような方法により受託者が障

害者のために裁量権を行使するまでは、障害者は受託者からの支払いを要求する権利を有しない。さらに、受託者の裁量権行使に対する受益者の期待は市場価値を有さず、よって上記の制定法の下における利益の算定に際して障害者の財産価値は増加しない。このような障害者の期待利益の保護により、州または準州の利益消失を回避できるとの議論が1987年のOntario (Director of Income Maintenance, Ministry of Community & Social Services) v. Henson 事件¹⁷において受け入れられ、以後このような類型の信託はしばしばヘンソン・トラストと呼ばれている。

F. 婚姻継承的財産設定

夫婦生活の開始時に婚姻当事者間でなされる婚姻継承的財産設定はいつも富裕層との関係で行われていた。そして社会の変化により婚姻継承的財産設定は完全に廃れてしまった。今日においてカナダの法律実務家のほとんどは、かつて婚姻継承的財産設定証書を起草したことがあったとしても、これからはそのような機会は殆んどないであろう¹⁸。現代において婚姻関係にある夫婦は財産をほとんど有していないであろうし、また婚姻中に取得した財産を非形式的に共有することで満足している。婚姻継承的財産設定は人生の後半段階における第二の婚姻の際に、当事者の一方または双方が前婚の間に蓄えた財産を有している場合にしばしば行われる。

信託財産が現存の財産および婚姻継承的財産設定がなされた時点において当事者の一方または双方により所有されている財産からなる場合、それ以上の困難は生じない。しかし、信託財産に将来取得される財産が含まれている場合、または信託財産が将来取得される財産から構成されている場合は困難な問題が生じる。かつての典型的な婚姻継承的財産設定証書には後に取得された財産を委託者が受託者に譲渡する旨の条項が含まれており、このような条項は通常、将来において第三者から財産を相続することを意図して婚姻継承的財産設定証書において定められたものであった。

G. 別居または離婚信託

より重要であり、かつ重要性が増しているのは夫婦の別居または離婚に際して設定される信託である。婚姻関係にある当事者はそれぞれが有する財産を当事者間においてどのように分配するか、または分配しない

かにつき合意を行う。配偶者の一方が夫婦間で生まれた子の監護権を有する場合には、当該配偶者の利益のために、もう片方の配偶者により信託が設定されるであろう¹⁹。

現代の別居または離婚調停においては捺印契約が行われるか、または委託者から受託者に対して委託者が将来得るであろう給料または収益の一定割合に対する権利の譲渡がなされるであろう。このような取り決めを行う際の困難は、これらの捺印契約または譲渡は強制できない可能性があるという点である。このことは、委託者の手に渡る相続財産または将来の収入に関する取り決めが委託者が違反した場合に明らかとなるであろう²⁰。おそらくこのような理由により、また委託者によって将来履行される約束の対象物を取得する義務が受託者に課せられることから、信託条項においてまだ取得されていない財産に関する規定が盛り込まれる予定である場合または盛り込まれている場合に、職業受託者が信託の受託を拒否することは決して珍しくない。

H. 墳墓の維持管理または永代供養のための信託

墳墓の維持管理または永代供養のための信託はコモン・ローの国であるカナダにおける明示信託の一般的な例である。このような信託は遺言により設定されるのが通常であるが、その明確な目的は墓地または埋葬区域内のある特定の一つまたは二つ以上の墳墓または他の埋葬地の維持管理である。カナダでは典型的に、このような信託の信託財産は法律により信託会社または地域の公的受託者に預託しなければならず、そして受託者は信託の収益を墓地経営者または管理当局に支払うこととされている。カナダの立法者はこれらの信託が適正に運営されることを確保するのに完璧さを求めることで有名である²¹。

I. 葬祭執行のための前払い信託

葬祭執行のための前払い信託はまだそれほど利用されているわけではない。個人は前もって自分の死亡時に提供されることを望む葬儀を棺の型および追悼形式も含め選択し購入する。購入費用は葬儀執行者に支払われる。しかしながら、地域によりそのような資金への関わり方は異なる。ほとんどの地域においては葬祭執行者に対しそれらの金銭を信託会社に預託することは要求されていない。しかし、葬祭

執行者に別々の会計帳簿の作成を要求し、これらの金銭を別々の信託財産として保持することを要求する。大規模な葬儀場はしばしば信託会社によるサービスを利用する。ブリティッシュ・コロンビア州およびオンタリオ州においては葬祭執行のための前払い信託に関して厳格な規定が存在するが、それとは全く逆に、例えばサスカチュエマン州およびプリンス・エドワード・アイランド州のようにこれらの金銭に関して法律上の規定が全く存在しないところもある。そして少数の地域においては資金を保有している葬祭執行者に対しある特定の 방법으로それらの資金を投資し、または得た収益の報告を行うよう要求している。

J. 慈善目的信託

捺印証書または遺言による慈善信託、または公益法人若しくは慈善目的信託への贈与は“家族信託”という意味では確かに個人信託ではない。しかし、贈与者が価値あると考えた目的を実現するために個人により行われる贈与の一般的な形態である。慈善目的の贈与は、全ての先進諸国の場合と同様に、カナダにおいて多く行われており、それ自体独立の考察を必要とする法体系上の大きな問題となっている。しかしながら、この点において法的に“慈善”を定義付ける際の困難は、カナダにおいては税金の免除または控除によりその大部分が回避されてきた。カナダ歳入庁は法規定に照らして慈善目的を有すると認められるこれらの法人および信託の国内における登録を管轄しており、そしてカナダ歳入庁による慈善組織としての登録は、これらの組織に対する贈与が税金の免除または控除を受けるために必要である。その結果、通常の慈善目的の贈与は指定登録機関に対してなされることになる。確かに、贈与者またはその代表者は裁判によって当局によるある特定機関に対する登録拒否について争うことができる。また、確かに贈与者が望む場合には、贈与証書において贈与者が贈与を行いたいと考える分野のみを記載し、その他、贈与先の機関や慈善目的の達成方法の選択については、受託者等の他者に委ねることもできる。しかし通常の場合、贈与者は税法上の利点を失ってしまう選択肢を避けるよう助言されるであろう。もし贈与者が関連分野において遂行されている多くの慈善事業に利益を与えたいと望むならば、遺言者としての委託者は私的財団として法人または信託を立ち上げるのが最善の方法となるであろう。そして、当該会

社の取締役または信託の受託者に対して信託の収益およびおそらく元本を、彼らが選択する活動中の登録慈善事業に分配する権限が付与される²²。その他の方法として、贈与者はその贈与目的財産を地域(或は公益)財団に寄付することができる。このような財団は今日カナダ全土に存在し、それらの財産は“贈与者指定財産”として保有される。

K. 慈善残余権信託

委託者は生涯権とともに残余権を特定の登録慈善事業に給付するための信託を設定することができる。このような信託はしばしば「慈善残余権信託」と呼ばれている。慈善残余権信託は生前信託として設定され、その生涯権を委託者自身に付与することができる。また、慈善残余権信託は遺言信託として設定することができ、遺言者の意思により生涯権を一人または複数の個人に付与し、残余権をある特定の登録慈善事業に付与することができる。登録慈善事業への残余権の贈与に対する税額控除を利用することができ、税額控除は残余権の期待現在価値に基づいて行われる²³。ただし、税額控除はこの信託が撤回不能であり、かつ受託者が生涯権者である受益者のために元本を取り崩す権限を有していない場合のみ利用可能である²⁴。

個人に対する収益の贈与と慈善事業に対する寄附を組み合わせること以外にも、慈善残余権信託には利点がある。生前慈善残余権信託において有する財産は検認手数料の対象とならない。なぜならば、委託者の死亡時において当該財産は委託者の遺産を構成しないからである。少なくとも幾つかの法域においては同様の理由により、扶養者救済立法の規定が適用されない。信託財産の元本は、当該信託の設定が詐害譲渡に該当しない限り、委託者の債権者から保護される。

慈善残余権信託にとって不利な点の一つは、税制上の優遇措置を受けるためには撤回不能信託でなければならないという点である。その結果、委託者は確かに信託財産からの収益に対する権利は有しているが、信託財産それ自体に対する支配権は失ってしまうことになる。よって、慈善残余権信託は慈善贈与を行いたいと考えておりかつ多額の財産を有しているか、または余命が限られている依頼人にとって有益であるかもしれない。

L. ブラインドまたは凍結信託

財産所有者が国王の大臣、公的決定機関の構成員、若しくは公益法人の執行管理者の職務に就いた場合、まさに特別の理由により個人信託が設定されることがある。これがいわゆる“ブラインド”または“凍結”信託と呼ばれるものである。

1960年代後半から1970年代前半にかけて、職務保持者に関する数々の問題およびそれらの者の利益と義務の衝突に関して一般市民は大きな懸念を抱いていた。このような懸念の原因の一部は好ましくない情報開示制度であり、また一般市民が、重要な役職に就いている者は自己の利益を図ることを断念するだけでなく、公僕者として判断を行う際に自己の利益に影響されない立場に自らを置くべきであると感じていたからであった。それと同じ時期において、判例法の下においてかなり不明瞭であった会社取締役の利益と義務の衝突に関するルールが立法により明確化され²⁵、そして政治家および公職就任者は自らの誠実性を示すよう強く求められるようになった。そこで、連邦政府および多くの州政府が“ブラインド信託”または“凍結信託”に関する方針を取り決めるようになった²⁶。

これにより、公職就任者はその個人財産を受託者に移転するよう求められる。そして受託者は信託証書によって与えられた権限に従い通常の方法により、当該財産の投資、再投資、並びに管理を行う。しかしながら、受託者は委託者(および受益者)に対して受託者がある一定の時点において保有している財産の状況について報告は行わない。この意味において、当該信託は委託者および受益者にとって“ブラインド”なのである。委託者は自らが望ましいと考える投資方針、または自らが承認する投資方針についてガイドラインまたは選択肢を提供し、そして定期的にドルによる資産残高の計算を要求するであろう。しかしながら、これらの要求は信託証書で許容される範囲内でしか行うことができない。ある特定の時点においてどのような財産が信託中に存在しているか委託者が知らないことこそがまさに重要であり²⁷、このような状態を維持することにより委託者および受託者の完全な廉潔性が期待されるのである。受託者がただ単に原財産を保有し、信託終了時に当該財産を委託者に再譲渡する場合、信託は“凍結”される。凍結信託は全く正当な理由により委託者が保有を望んでいた資産が売却されることから公職就任者を保護する一方、市民が一般的に望んで

いるように委託者を特定の財産から完全に切り離すものではない。

受益者がある特定の職務から退き、またはそれに引き続く同種の職務から引退した時点で信託が解除されるというやり方は、まさに凍結信託を利用して行われている。

M. 財産保護信託

債権者から逃れるために信託を利用する試みが、長い歴史の中で行われてきた。14世紀には早くもユースは債権者から逃れるための手段として用いられた²⁸。このように信託に財産を譲渡することにより債権者から逃れようとする多くの試みは、偏頗行為または詐害的譲渡に対する州法により、または破産および支払い不能に対する連邦法により効果を上げることができないであろう²⁹。それにもかかわらず、委託者は支払い能力を有している間に信託を設定し、それにより将来の債権者から逃れようとするであろう。そしてこのような信託は債権者が詐害の意図を立証できない場合、債権者の追及から生き延びるであろう。

オフショア法域の財産保護信託は債権者からの追及に対し国内の財産保護信託よりもより強力な保護を与えるために用いられてきた。オフショア法域の財産保護信託において保有される財産に対する追跡はより困難であろう。また、オフショア法域の受託者に対する命令を得るのもより困難であろう（国内裁判所による命令の承認または外国法域における活動の開始のいずれかが要求される）。幾つかのオフショア法域は財産保護信託の設定を促進するために法律を制定した³⁰。これらの法律は“国際信託”に関して、これらの信託が詐害的であると主張する債権者は詐害の意図を立証するだけでなく、債権者が請求権を取得した時点において委託者が債務超過に陥っていたことをも立証する必要があると規定するであろう。また、オフショア法域の裁判所は当該法域で設立された“国際信託”に対する外国裁判所による命令を承認せず、そして当該信託への財産譲渡無効の判決を得るための提訴期間を短期間に制限する規定を設けるであろう。

信託受益者の債権者からの保護は、他のコモン・ロー法域の場合と同様、カナダのコモン・ロー信託がしばしば目的とするところである。信託設定時に

すでに債権者である者および間もなく債権者になろうとする者は、ほぼ全ての法域で立法により保護されている。問題は、信託設定時には存在しない債権者から信託財産が保護される場合、または債権者がある特定の人物として登場することが予定されていない場合である。本土の法域において、財産保護信託は受益者保護を促進するために全ての法律上の利点を最大化させることを目的としており、おそらくアメリカ合衆国において最も強力に用いられている。そして、アメリカ合衆国ではますます多くの州がアラスカ州およびデラウェア州の財産保護信託立法と競い合っている³¹。

III. ビジネス・トラスト

信託法に関する著書において、事業および商取引に関する法律および実務において展開されてきた高度に専門化された信託制度の利用方法に関する記述はしばしば省略される³²。これらの信託は、法が創出したものである場合もあれば、法により規制されている場合もある。さらに、たとえ法により規制がほとんどまたは全く行われていない場合であっても、捺印証書または遺言により設定される個人信託と通常の事業信託または商事信託との間には、その対象および運用方法について僅かな類似性しか存在しない。スコットは、事業または商取引を目的とする信託は事業法および商事法に関する著書において最も考察がなされていると指摘しているが、的を射た指摘であると従来から評価されてきた³³。それにもかかわらず、本書はカナダにおける信託法の素描を提供することを目的としており、それ故に、個人信託とビジネス・トラストとの間には直接的に理論上の関連性があるという事実を見落とすわけにはいかない。

もし、全ての信託の本質を信認関係に基づく所有、すなわち利益享受からの権原保有および管理運営の分離と定義できるとするならば、これこそまさに商取引において信託を非常に価値あるものとしている本質である。信託を担保提供または保有のための制度として、集団投資の手段として、若しくは法人設立の代用手段として用いることができるかどうか、信託の本質的要素はこれらの信託の利用方法の成功にとって決定的に重要である。さらに、事業および商取引における信託原理の採用はカナダにおいて非常に大きな広がりを見せている。信託法の基本原理は、本書において議論されるように、商取引の性質と両立するのだろうか。信

託の基本原理の適用は何に関連しており、そしてこれらの原理が何かに関連しているとするならば、商取引の文脈においてこれらの原理はどの程度修正されるべきなのだろうか³⁴。

これらの理由から、その詳細については他に譲らざるを得ないが、事業および商取引に関する信託の概要およびその範囲についてここで取り上げる。

A. 個人目的促進のためのビジネス・トラスト

1. 年金信託

他人に雇われている場合であろうと自営業を営んでいる場合であろうと、ほぼ全ての人にとって重大な問題は、退職後の十分な給付である。雇用主が設定する年金プランは、通常は雇用主および従業員双方による拠出を基にしているが、長年にわたり保険会社を通じて行われてきた。年金プランが個々の従業員の年金契約の形式を採っているが、グループの年金契約の形式であろうが、または基金管理方式の形態であろうが、引き続き保険会社を通じて行われている。しかし、これらとは異なる形態でありますます人気を博しているのは信託方式による年金プランである³⁵。

実質上、これは一種の投資信託である。資金を拠出する当事者は、これは雇用主または雇用主および従業員の双方であるのが通常であるが、信託および年金プランの設定者または発起人となる。当事者はこのように立ち上げられたファンドの運用に関する条項を決定する。多くの場合、年金委員会の構成員として私人が受託者に任命される。信託会社が受託者となる場合もある。重要なのは、当該信託の目的は投資によるファンドの利益最大化の達成を確保することであり、当該目的のために受託者には投資に関して非常に広範な権限が付与されるという点である。また、その他の方法として、受託者はファンドの単なるカストディアンであり、そして投資方針の管理運営は投資運用者の手に委ねられる場合もある。投資運用者はそれ自身が受託者であるか、または年金プランおよび信託の全体的な管理に対して責任を負う受託者により代理人として雇われる。そしてカストディアン受託者は当該受託者に対して報告を行う³⁶。

大規模な年金信託が“マスター・トラスティー”を採用するために、受託者または代理人として多く

の投資助言者を雇っていることは珍しくない。マスター・トラスティーは、それ自身もまたカストディアン受託者であるかもしれないが、当該信託により雇われている全ての投資受託者および代理人の報告を一つに纏める責任を負う³⁷。当該信託財産のポートフォリオは異なる投資運用者間で分割されるであろう。これは投資方針の分散を確保する方法でもある。そしてマスター・トラスティーの報告書は全体としての受託者が相対的な成果を概観し評価するのを手助けするであろう。これらの制度は年金プランの受託者がキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表を連結させるという煩雑な作業を行わなくて済むという利点も有している。これらの計算書類は全て年金ファンドの監査人および保険計理人により要求される。

雇用主は定期的にそれぞれの従業員のために給与を基準に一定割合の拠出を行う。しかし、それ以降の投資に伴うリスクは従業員すなわち年金プラン参加者が負う。これが“確定拠出型”年金プランである。それとは反対に、雇用主が同様に従業員の給与を基準に拠出を行うが、一定期間にわたる従業員の給与水準および勤続年数を反映した計算式により決定された年金を雇用主が保障する。この場合、投資成果に関するリスクは雇用主が負う。これが“確定給付型”年金プランである。いずれの場合も、信託により年金プランが立ち上げられる。

しかしながら、信託の構造がどのようなものであれ、投資に関する条項が信託証書の重要部分をなしている。すなわち、信託証書により受託者の役割および義務、従業員のリスクおよび従業員が享受する権利の内容について決定されることから、信託証書自体がまさに重要となる。この点についてはまさに「大規模な年金制度において信託証書は年金に参加する当事者のまさに特別の必要性が盛り込まれている注意深く起草された契約書のようなものである」と言われてきた³⁸。従業員の給付受給権に関しては通常、雇用の早期の段階において従業員が退職した場合に従業員自身による拠出金が返還され、そして場合によっては当該従業員の前雇用主との間における雇用期間を次の雇用主の年金プランにおいて加算できるかどうかについて対処がなされている。しかしながら、信託財産における従業員の持分が問題となる場合、通常の仕組みにおいては、当該受益者は信託財産に対する自らの拠出割合および信託財産全体の正味価値に対する自らの拠出割合として

表示された持分を有することになる。一般投資家から資金を集める投資信託（すなわち、ミューチュアル・ファンド）³⁹の場合には、拠出者はユニットに対して持分を有する。イギリスにおいてはこれらの投資信託は明確にユニット・トラストと表現されている。しかしながら、このような特徴は年金プラン信託においてはほとんど見出すことができないであろう。カナダにおけるその主たる理由は、連邦政府または雇用主により、年金プランによる給付は受益者による取引の対象となるポートフォリオ投資であると考えられていないからである。むしろ年金プランによる給付は、引退後のある特定の受益者に対する指定給付であると考えられている。

信託方式による年金プランが人気を博しているのは、年金のために拠出された財産はその財産価値の増加分が全て信託財産に帰属し⁴⁰、また雇用主による年金に関する継続的な支払い不能に対し従業員が実質的な影響を受けないよう、受託者によって分別管理がなされるという事実由来しているのは疑いなくであろう。投資方針もまた収益の最大化を明確な目標として拠出を行う当事者により決定される。

2. 利益分配信託

信託はまた、従業員の利益確保および従業員への利益分配を目的するプランとの関係でも用いられる。周期的な産業に従事する企業は信託を設定し財産を拠出する。これにより、企業はその閑散期においても当該信託の収益から従業員に収入を与えることができるようになる。このような仕組みはしばしば労働組合との調停により設けられる。全てのこのような信託の目的は、従業員に対し補充的なまたは失業期間中における収入を与えることである。利益分配信託は会社により当該企業の従業員のために設定される。雇用主および従業員はそれぞれ信託に拠出を行い、そして受託者は雇用主から当該企業の株式を購入する。投資対象リストは通常、雇用主から受託者に提供され、そして当該会社の株式はそのリストの中に含まれている。また調停により信託証書の条項について決定がなされるであろう。

3. 登録退職貯蓄控除制度信託

登録退職貯蓄控除制度は所得税法⁴¹に基づき税金控除が認められるものであるが、その設定方式とし

て、保険会社との契約方式、信託会社が管理運営を行う信託方式、若しくは銀行との間における“預金方式”が用いられるであろう。信託方式としては、ユニット投資信託または自己管理型投資信託がある。ユニット投資信託の場合は、信託会社または銀行が初期の投資ポートフォリオと共に信託を立ち上げ、そのユニットは投資大衆に販売され、その結果、信託が自生的に発生する。投資ポートフォリオは信託会社に委ねられ、信託会社は手数料を徴収することにより信託受益者であるユニット保有者のために投資運用者として活動する。ユニット保有者はユニットを時価で信託会社に売却することができ、またはユニットをさらに買い増すこともできる⁴²。当該信託の存続中にユニットを購入した者もまた信託受益者となる。自己管理型投資信託の場合、将来の退職者は金銭を受託者に移転し、当該受託者との間で締結する信託証書の条項において投資対象の選択につき自ら責任を負う。しかしながら、投資対象の選択は全ての退職貯蓄控除制度との関係で所得税法により許容されている範囲内で行わなければならない。實際上、この場合の受託者は単なる投資のためのカストディアンであり、投資が許容された範囲内で行われていることを確保すること以外に、投資の効率性および妥当性につき何ら責任を負わない。このような信託は、とりわけ平均以上の貯蓄を有している自営業者の間で利用されている⁴³。

4. 合同運用投資信託

個人目的を促進する他の“ビジネス”・トラストの形態は合同運用投資信託である。州法はそれぞれの信託会社に対し、遺産および合同信託基金において自社が管理する信託を結合させ、一つのファンドとして投資活動を行う権限を付与する⁴⁴。このような仕組みは明らかに、少額の投資資金しか有していない信託にとって有利である。なぜならば、このような仕組みにより、当該仕組みに参加する信託はポートフォリオの分散という利点を得ることができるからである。様々な株式に投資を行い、また利回り確定型の証券をバランス良く保有することにより、リスクが分散される。このような仕組みに参加している信託の収益は通常、当該信託が高利回りの証券に投資し高いリスクを負担する場合を除き、信託それ自身が単独で得られたであろう収益よりも高収益となるであろう。高リスクの投資は信託違反による訴え提起の原因となるかもしれない。小

規模な家族信託の立場からは、通常の投資ポートフォリオの成果が常時監視されているという安心感があり、また信託会社の立場からは、関係している全ての遺産および信託の投資費用⁴⁵が大幅に節約され、当該仕組みに参加している遺産および信託にとって利益となる。

これらはユニット投資信託である。個々の遺産または信託財産のドル換算による価値によって、個々の遺産または信託に割り当てられる合同運用投資信託のユニット数が決定される。遺産または小規模信託が合同運用投資信託の価値の上昇および下落分を分担するのは、まさにこのようなユニットへの参加を通じてである。実務においては通常、合同運用投資信託に参加する遺産または信託が保有できるユニット数に上限が設けられるであろう。これにより合同運用投資信託に参加する遺産または信託の保護およびリスク回避が確保される。また、それに加えて、ユニット数に上限を設けることにより、全ての遺産または信託による合同ポートフォリオのために選択された投資対象に対して議決権を有すること、または如何なる手段であるかを問わず議決権行使の指図を行うことを禁止することができる。これにより、合同運用投資信託の受託者が投資方針に従い投資判断を行うことが完全に確保される⁴⁶。

5. 従業員の受託者としての雇用主

(a) カナダ年金プランおよび雇用保険への拠出

しかしながら、個人目的促進のためのビジネス・トラストの全てが投資に関係しているわけではない。しばしば受託者としての雇用主は単にカスタディアンとしての役割を果たす。例えば、議会は雇用主に対し、従業員の給与または賃金からカナダ年金プランおよび雇用保険制度のための拠出を控除するよう要求している。すなわち、雇用主は連邦国王のためにこれらの控除との関係で法定の受託者となる⁴⁷。

(b) 組合費、慈善目的の寄付、または休暇中の支払金

労使間の合意は通常、労働組合を組織することにより行われるが、当該合意により雇用主が従業員のために休暇中の支払金を分別して保有する場合⁴⁸、またはユニテッド・アピール⁴⁹のような慈善事業のための従業員による自発的な拠出を雇用主が控除して保持する場合、雇用主は受託者となることがあ

る。雇用主はまた給与および賃金から従業員が労働組合に対して負担する会費を控除し労働組合のために保有することにつき、労働組合と合意することもありうる⁵⁰。

6. 健康および福祉利益

雇用主が従業員の健康および福祉促進のために金銭を拠出する場合も同様に信託が発生する⁵¹。確かに、この場合も雇用主は自分自身が受託者として行動することもできるであろうが、これらの拠出金はしばしば独立の受託者によって保有される。当該受託者は通常労使双方を代表し、そして当該受託者により様々な利益付与制度に拠出するために金銭の支払いが行われるであろう。このような支払いは、薬剤、病院、歯科、グループ生命保険、並びに集団感染または集団事故からの保護を対象とする保険証書に対して支払う保険料の形態をとるであろう⁵²。

7. コンドミニアム保険信託

内容は全く異なるが、しかし個人の財産保有および私的要求に関係しているものとしてコンドミニアムの共用部分に関する保険信託がある。受託者は、コンドミニアム会社の保険料支払義務との関係で建物所有者による負担部分に関して担保を提供し、そして建物所有者に対しコンドミニアム会社が受け取る保険金に対する持分を提供する。信託会社は保険証書を保持し、建物所有者から支払金を受け取り、それを保険会社に手渡す。そして、保険の対象となっている事故が発生した場合、受託者は保険金を受け取り、コンドミニアム委員会により適正に決定された方法による支払いが行われるまでそれらの金銭を保有する。

B. 個人事業または小規模事業促進のためのビジネス・トラスト

この分野における信託の役割は保有装置として機能することである。信託はある出来事が発生するまで財産を保有し、または当事者を媒介することが目的とされている。

1. パートナーシップ持分の売買の合意

受託者によって保有される保険により資金が提供されるパートナーシップ持分の売買の合意はこの種の信託に関する馴染みのある例である。このような仕組み

の目的は、あるパートナーが死亡した際に生存しているパートナーに対し流動性を付与することである。それにより死亡したパートナーの持分を買取り、パートナーシップの財産が現金化され事業が危険に晒されるのを回避することができる。それぞれのパートナーはその共同パートナーの持分価値に保険をかけ、保険証書は受託者によって保有される⁵³。そしてパートナーの死亡時に支払われた保険金は当該合意条項に従い受託者により生存パートナーに対し支払われる⁵⁴。

2. 株式購入合意

株式購入合意もまた受託者により保有されている保険により資金提供が行われるものであるが、これもまた別の形態の保有信託である。中小企業のオーナーは長年にわたる従業員の功労に報いるために、当該従業員を自分との共同オーナーにする場合がある。そのために、オーナーは会社株式を従業員のために信託に譲渡する。そして従業員は長期間にわたってそれらの株式を購入する。オーナーの生命には受託者により保険が掛けられ、それにより、株式購入が完了する前にオーナーが死亡した場合、オーナーの遺産を株式購入費用に充てることができる。当該保険証書に対する保険料の支払いは当該従業員によってなされる。受託者はまた、オーナーが自らの株式に関する議決権をいわゆる議決権信託として受託者に移転するという意味において、媒介者として行動することも要求されるであろう。このような方法により、受託者は現経営者のために議決権を行使するよう要求され、当該議決権信託はオーナーおよび従業員のために機能する。これらの仕組みは共に、オーナーは自らの株式を第三者に譲渡せず、また株式購入を行っている従業員にとって不利益となる会社乗っ取りを促すこともないという、オーナーの誠実性を担保する。

3. 株式議決権信託

株式議決権信託は通常、中小企業の経営者を当該会社の株主から保護することを目的としたものである⁵⁵。例えば、閉鎖的に所有されている同族会社が公開会社になることを決定し、株主がその株式を信託に譲渡することに合意し、そして受託者は現取締役のために議決権を行使することに合意する。それ

により、会社乗っ取りを防止することができる。また、小規模閉鎖会社の株主は、既存株主の死亡により当該株式が一族と全く関係ない者の手に渡り、そしてその者が当該会社を第三者に売却することを意図し議決権を行使するのを懸念する。

株式はしばしば“権利の束”からなると表現される⁵⁶。法により実現可能な権利は通常の方法により譲渡することができる。よって、ある状況において株式の所有者として登録されている者（または名義人の名前で登録されている株式の全権利の実質的所有者）は、剰余金配当請求権またはこれらの株式に関連する権利の束に含まれる他の諸権利は保持し続け、議決権のみを受託者に譲渡したいと考えるであろう。しかしながら、*Zeidler v. Campbell* 事件⁵⁷においてコーギー判事は、委託者が議決権のみを移転させることを目的とする場合、信託は成立しないと判示した。コーギー判事は、信託が設定されたと言えるためには、受託者が当該信託財産の所有権を取得しなければならないと述べた。財産は受託者に移転されなければならないと述べている。財産は受託者に移転されなければならないと述べている。財産の移転は財産の種類により必要とされる方式に従ってなされなければならない。この場合、財産とは株式であり、株式の移転には株式の譲渡が必要であった。コーギー判事が言及したように、株式の譲渡はなされておらず、信託設定証書によって当該株式は“議決権信託の合意”に服するとの承認がなされていたに過ぎなかった。議決権それ自体が財産であり、よって信託の目的物となるとの議論がなされるかもしれない⁵⁸。実際に、控訴審⁵⁹においてコーテ判事は、「これは実質上および形式上も本物の信託であるとの非常に良い議論がなされた」と言及しながら、これは信託であるとの主張を受け入れようとしていた⁶⁰。しかしながら、コーテ判事は、たとえ当該論点との関係で信託が存在していたと想定したとしても、依然としてコーギー判事と同じ結論に至ることが可能であったと考え、当該論点について判断を下さなかった。よって、単なる議決権の移転によって信託を設定できるかどうかに対しては判断がなされておらず、カナダ信託の文脈において単なる議決権の移転により株式議決権信託を設定できるかどうかは依然明らかでない。

税金を考慮して議決権信託の利用は制限されるであろう。受託者への株式の移転（またはおそらく権利の移転のみでも）によりキャピタル・ゲインに対する課税が行われるであろうし、21年毎⁶¹に想定される信託

財産のみなし処分は対処しなければならない一層大きな問題である。

4. 事業売却信託

事業売却信託もまた比較的中小規模の事業との関連で発生する。例えば6万ドル程度の棚卸資産を有する小売業または薬局がオーナーにより売却され、そして代金支払いが売主に対して完全になされるまで、当該事業用財産は担保として購入者から受託者に譲渡される。

C. 商取引全般を促進させるビジネス・トラスト

このような信託には主として四つ（ママ）の形態がある。すなわち、法人設立の代用としての信託、会社設立前の金銭保有手段としての信託、並びに担保提供手段としての信託である。

1. 法人設立の代用としての信託 —いわゆる“ビジネス・トラスト”

(a) 利点

法人設立の代用としての信託には次のような利点がある。すなわち信託は、会社と株主との関係と類似の関係を受託者と受益者との間で創設するために用いることができる一方、信託は判例法の創造物であるため、制定法が創造し詳細に規定している会社に比べ、形式にとらわれず、かつ柔軟性がある⁶²。さらに税金との関係では、財産所有者である受託者を通じて、信託財産から発生する収益および所得控除額の双方が受益者へ移転する⁶³。換言すれば、収益および所得控除額の双方は、確かに受託者の元で最初に発生するが、これらは受益者の手中において実現される。

(b) 利用方法

(i) **不動産投資** 不動産投資目的の信託は、とりわけ不動産取引との関連で減価償却引当金のフロースルーを行うことにより受益者の利益を図るために行われ、また、コモン・ロー上の所有権を多数者間で分割することが困難な場合における法人に代替する柔軟な手段として用いられる。オフィス建物および郊外の分譲地はこのような方法により取り扱われる⁶⁴。人々は信託によるこのような仕組みを通じてそれらの財産から生じる賃料および収益を手に入れる。信託財産を構成する建物は、ユニットの形式

で信託に金銭を出資しているグループ間において一纏めにされる。これらのユニットは投資信託において組成されるユニットに類似しており、それぞれのユニットが減価償却引当金に対する持分を取得する。郊外の分譲地の場合においては、資金を有しない開発業者は投資家のシンジケートから分譲地を開発するために必要な資金を調達する。信託が用地および開発地を所有し、個々の投資家は信託を媒介して減価償却引当金に対する持分を取得する。

この種の仕組みが直面すると思われる問題点の一つは、信託としての外観は備えているが、歳入当局により実質上はパートナーシップと判断される可能性がある。信託法リステートメントは次のように信託とパートナーシップを区別している。

「多数の者が特定の者に財産を移転し、その者が受託者として任命され、それら多数の者の利益のためにそれらの財産を用いて事業を行うことが予定されている場合、このような関係はパートナーシップであると思われる。このような関係がパートナーシップかどうかは・・・拠出者に留保された支配権の大きさによる。グループとしてこれらの拠出者が受託者の選任権を有するのみならず受託者による事業執行に対して指図権を有する場合には、このような関係はパートナーシップであり、そして“受託者”として任命された者はそのグループ構成員の代理人である」⁶⁵。

集団としての投資家が、賃料および減価償却引当金のフロースルーによる利益が間接的に投資家自身に蓄積されることを意図しながら信託を通じて財産を購入した場合も、明らかに同様の問題が生ずる。このことは、ある者の任命により信託関係または代理関係のどちらが発生するか、重要な事実問題となりうる。そして米国において当局が“代理人 - 受託者 (agent-trustee)”という用語を創出したという事実はまさに興味深い。“代理人 - 受託者”とは、ある者が当該財産の受託者であると同時に受益者＝本人にとって代理人である場合を指す⁶⁶。任命者が被任命者をどのように呼ぶかは問題ではなく、被任命者が職務遂行にあたって意思決定を行う場合にどの程度自ら権限を行使するかが問題である。

(ii) **ミューチュアル・ファンド** 法人設立の代用手段としての信託の他の利用方法は投資信託またはユニット信託であり、分散されたポートフォリオによる集団信託のための仕組みである。一般市民に対する金融

サービスとしてミューチュアル・ファンドは投資会社、すなわちミューチュアル・ファンド運用会社および保険証券の代替となる。ミューチュアル・ファンドの本質的な形態は登録退職貯蓄控除制度信託との関連で見えてきたように、それ自身が投資信託であるという点である。ミューチュアル・ファンドは信託会社、銀行、投資取引会社により立ち上げられ、そして、これらの会社により信託が設定され、初期の投資ポートフォリオが提供される。ポートフォリオ全体の市場価値はユニットに分割され、これらのユニットを投資家は購入する⁶⁷。このようにして投資家は信託の受益者となり、ミューチュアル・ファンド会社において株主となる投資家と類似の地位を有する。ほとんどの信託がオープン・エンド型である。すなわち、一般投資家に販売できるユニット数に制限がない。しかし、幾つかの信託はクローズド・エンド型である。クローズド・エンド型の場合、投資ポートフォリオの価値を表章している一定数のユニットは当初から市場で売買され、そして当該ユニットの数が増加することはない。この点においても、オープン・エンド型とクローズド・エンド型のミューチュアル・ファンド会社には違いがある。

それぞれの投資信託はそのユニットをある州において販売する前に当該州の証券委員会が定める条件を満たさなければならない、また所得税法における一定の要件を満たしていなければならない⁶⁸。全ての収益は信託を通じてユニット保有者のものとなり、そして課税はもっぱらユニット保有者の段階で行われる。このことはユニット保有者がそれぞれ自分自身の限界税率により税金を支払うことを意味する。

投資信託は零細投資家にとって魅力的である。なぜならば、ミューチュアル・ファンド会社における場合と同様に、分散され専門家が運用するポートフォリオに投資することでリスクを軽減させることができるからである。さらに、投資信託は株式ブローカーを通じて零細投資家に提示しなければならない理解困難な全ての事項を取り扱う必要がない点も魅力的である⁶⁹。ユニットは受託者の店頭で売買することができ、そして会計手続きはより単純であり投資経験の浅い投資家にとっても十分に理解できるものである。

(iii) **不動産投資信託** アメリカ合衆国からカナダにやって来た投資信託の一つであり、その当時注目

を集めたのは不動産投資信託であり、リート(REIT)として知られるようになった。このような信託の発想は新しいものではない。不動産投資信託は20世紀初頭の米国において最初に創設されたが、しかし1935年に最高裁がビジネス・トラストすなわち“マサチューセッツ・トラスト”は会社として税金を支払わなければならないと判示したことにより、その魅力の多くが失われてしまった。1960年においてやっと不動産投資信託は連邦法により信託として課税される地位を再度獲得し、その後アメリカ合衆国では不動産投資信託が急激に増加した⁷⁰。不動産投資信託は1973年にカナダに登場し、カナダ所得税法において定められている要件を満たす場合には信託として課税される。カナダにおける不動産投資信託は典型的にオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドとして組織された。1990年代初頭における不動産市場の大暴落により大規模な償還が行われた。償還の要求に応じるために現金を用意しなければならず、そこで暴落した不動産市場においてポートフォリオに組み込まれていた投資不動産の処分が行われた。それにより、不動産投資信託の人気および数は大幅に減少した。不動産投資信託は所得税法改正による援助の下に、クローズド・エンド型の投資信託として組織変更することにより救済された。改正所得税法においては、もはや所得税法との関係でミューチュアル・ファンド信託としての資格を得るために償還権を付与する必要はなくなった⁷¹。

これら信託の本来的特質はそのポートフォリオの性質にあり、1970年代全般および1990年代後半の投資環境の下で不動産投資信託は魅力的な投資対象であった。不動産投資信託に対して開かれた主要な投資類型には、モーゲージローン（住宅ローンおよび非住宅ローンの双方）、建設および開発ローン、購入リースバック、不動産証券、並びに土地が含まれる。不動産投資信託の資金はエクイティ証券および様々なタイプの負債証券を発行することにより調達される。そして、運用益から利息の支払い、運用手数料、並びに他の諸費用を控除した残りが利益となる。無担保転換社債が発行された場合、それは実質的には発行体の信用により保証されており、信託のポートフォリオによっては間接的に保証されているに過ぎず、ほとんどの場合、ポートフォリオにより直接的には保証されていない。その理由は疑いなく、直接保証がなされた場合、信託ポートフォリオに含まれている投資財産の運用にあた

って柔軟性が阻害されてしまうからである⁷²。不動産投資信託の信託設定証書にはガバナンスについての規定があり、持分買取請求権および少数株主保護に関しては明らかに規定されていないが、カナダ事業会社法のような会社法におけるガバナンス規定を概ね反映している⁷³。

(iv) 石油およびガスロイヤリティ信託 他のユニット投資信託の形態であり、長年にわたってカナダ西部において一般的であるものが石油およびガスロイヤリティ信託である。カナダ西部において天然資源の発見が初めて行われたとき、そして開発者となるろうとする者はこれらの資源の発掘、採取、そして販売戦略のために自らの資金を共同出資する際に、シンジケート信託は広く用いられた⁷⁴。しかしながら、徐々に巨大石油企業がこれらの作業を引き継ぐようになるにつれ、天然資源信託は消えてなくなってしまった。石油およびガスロイヤリティ信託はその例外である。石油およびガスロイヤリティ信託は生き残り、そして1970年代の石油価格の急騰に伴い、経済における価格変動の激しいこの分野において早くも重要なものと再認識されるようになった。自らの土地において天然資源に対する権利を有する土地所有者が産出会社に対し採掘権を付与したときに信託が成立する。そして土地所有者に留保されているロイヤリティ権を分割し第三者に販売する。いずれの場合においても一括払いがなされる。最終的にこれらの分割された持分に対する信託が立ち上げられ、受託者は定期的に支払われるロイヤリティを全額受け取る権限を付与される。受益者はこれらの分割された持分の購入者である。信託の背後にあるこれらの持分は、常時、他の財産と同様、売買の対象となる。今日において受託者は、伝統的には信託会社であるが、実際に石油およびガスの採掘に従事している石油会社から産出による収益の一定割合を継続的に受け取り、そして当該収益を信託受益者に分配する。受益者は市場でユニットを購入しユニット保有者になろうとする者である。

長年にわたって作成されてきた様々な信託証書の条項はかなり異なるが、これらの信託は本質的に四つ(ママ)に分類することができる。第一は、総ロイヤリティ信託である。この場合、受託者は総売上高から税金を差し引いた後の一定割合を産出者から受け取る権利を有する⁷⁵。天然資源採掘権を付与し

た初期の地主が徴収した割合は常に12.5%であった。それ故に、昔から存続する信託はしばしば12.5%の割合を取得する権利を有している。今日において一般的に見受けられる信託の取得率は10%から15%である。第二に、純ロイヤリティ信託である。税金が差し引かれ、総ロイヤリティに対する一定割合が支払われ、その後、純ロイヤリティが決定される前に一定の産出費用が差し引かれる。信託財産はこれらの純ロイヤリティの全額またはその一部から構成される。最後に、当該受託者が採掘事業に実際に従事する権利を有する場合である。実際上、受託者は採掘事業に従事している他の当事者とパートナーになる。全ての費用は総売上高から損金算入され、それらには総ロイヤリティに対する一定割合の控除および純資産の一部からの純ロイヤリティの控除が含まれる。その後、信託は産出物に対する自らの持分を取得する。信託との関係では明らかに、産出物は石油採掘会社により受領された売上高の形をとる。しかし理論上は、産出物は実際に採掘された石油またはガスに対する持分であろう⁷⁶。

現代におけるロイヤリティ信託は受託者が採掘会社の株式その他のエクイティ持分を保有する収益信託の形態をとる。償還可能な信託ユニットの販売代金はローンとして採掘会社に貸し付けられ、そして採掘会社の収益が利払いの形で信託へ流入する。その後、当該金銭はユニット保有者に分配される⁷⁷。

これらの信託のユニットは受託者により発行され、記名株券と同様、一般に譲渡可能であり、そしてユニット保有者総会における議決権が付与される。集合体としてのユニット保有者、すなわち通常は信託証書において定められているユニットの過半数によって信託の管理運営に関する指図が行われ、それらには受託者を解任し交替させる権限が含まれる⁷⁸。

(v) 事業収益信託 既述の石油およびガスロイヤリティ信託で利用された収益信託の仕組みは近年においてレストラン、消費財、運送、そして工業製品といった様々な事業にまで拡張されている⁷⁹。これらの“事業収益信託”は事業運営体の収益を利息またはロイヤリティの支払いの形で信託に分配するために用いられる。そして、当該利息またはロイヤリティは信託ユニット保有者に対して分配される。事業運営体の段階において信託に対する利息またはロイヤリティの支払いが行われることにより、税負担が軽減される。これらの利息またはロイヤリティを信託を通じて分配するこ

とにより信託の運用収益（信託へ支払う利息またはロイヤリティ以外の費用を差し引いたもの）を投資家にフロースルーさせることができる。そして収益が投資家の手に渡った時点で課税が行われる⁸⁰。このようなフロースルー課税により、配当受取金額の法人税納付前計算および配当控除による法人所得および個人所得の統合によっても完全に排除されず残存している法人所得に対する二重課税が回避されてきた。事業収益信託の促進にとって刺激材料となるフロースルー課税は2006年10月31日以後に設定された信託に対しては適用されない⁸¹。2006年10月31日時点で存続している事業収益信託は2011年の課税年度の終了時までフロースルー課税による優遇を引き続き利用することが可能であった⁸²。事業収益信託に対する税制上の優遇措置の廃止に伴い、新しく事業収益信託は設定されず、そして存続していた信託もそのほとんどが解散してしまった⁸³。

2. 会社設立前の金銭保有手段としての信託

典型的な会社設立前信託はシンジケート信託である。例えば、グループとして人々が鉱物発掘のベンチャーを立ち上げることに関心を有しているとする。この場合、信託は個々の投資家がそれぞれ拠出した金銭に対し、パートナーシップの合意により提供される保護を超えた媒介的な保護を付与することを目的としている。しかも、このような保護は株式会社を設立する際の厳格な手続き、費用、並びに法的複雑性を伴うことなく付与される。実質的に、このような信託は安全装置として機能する。そしてベンチャーが成功すると判明した場合、通常はそれに引き続き会社設立が行われる。もしベンチャーが成功しない場合、または何らかの理由によりベンチャーをそれ以上継続させない場合、当該信託は形式上および実質上も、当該信託への参加者と別個の法人格を有しない。当該ベンチャーの存続期間が満了した場合、当該信託も存続期間満了となる。その場合、当該ベンチャーに要した費用を差し引いて余った利益はフロースルーにより受託者から参加者個人に分配され、そして個々の投資家の限界税率により課税される。

このような信託の代用手段となり、短期間で設立が可能なのはパートナーシップである。しかしながら、信託制度が上記のようなグループに訴えかける

のは独立の第三者が受託者となるという利点である。

3. 担保提供手段としての信託

担保の提供を目的とする重要な信託の形態が幾つか存在する。破産および支払不能法⁸⁴の規定における破産管財人が果たす役割の重要な特徴は、破産管財人に破産財団に対する排他的支配権を付与し、そして破産管財人は全ての債権者を代表して債権者間における厳格な平等性を維持しながら、破産財団に属する全財産を回収し、それらを換金する義務を負うという点である⁸⁵。同様に、任意清算における債権者への財産譲渡の場合、信託が果たす役割の大部分は債権者に担保を提供することである。

(a) 担保付社債信託

おそらく、これらの担保提供手段としての信託のうちで最もよく知られているのは、社債発行に際して信託証書により担保が提供された場合に設定される信託である⁸⁶。このような信託は株式会社とは異なり、社債購入者保護のための理想的な制度である。社債発行会社により担保として提供された財産はコモン・ロー上の所有者である受託者に帰属する。そして伝統的に、社債発行者または保証人に債務不履行が生じた場合にのみ受託者の権限および責任が生じるとされてきた。この場合における受託者の義務は、債務不履行が解消されるかまたは債務弁済のために清算が行われるまで社債権者の権利を保護することである⁸⁷。過去においてこれらの信託が社債権者に対して十分な保護を与えることができなかったことから、これらの信託証書に一般的に盛り込まれている条項および社債権者のために受託者に要求される機敏性に対して大きな疑念が提起されるようになった⁸⁸。とりわけ、次の三つの要素に対して懸念が表明された。第一に、社債発行会社が担保資産をどのように取り扱っているかについて社債権者は全く知る術がないという点である。第二に、典型的な信託証書においては、債務不履行が実際に生じるまで受託者の役割が限定的であるために、実際に債務不履行が生じた時には、社債権者の損失がもはや回避不可能な水準にまで達してしまうという点である。第三に、免責条項により受託者は任務懈怠行為、不作為、若しくは故意による違反行為に対する責任から免除される点である⁸⁹。さらには、社債発行会社に対して実質的に利害関係を有する者または会社が受託者として任命される点に対しても疑問が提起された。多く

の州は立法により、受託者の公平無私、監督、並びに責任を段階的に要求することにより、これらの問題を是正しようとしてきた⁹⁰。

しかしながら、改善がまだなされていない法の弱点は、信託制度それ自体が十分であるかどうかにあるのではなく、信託証書の条項が実際上社債発行会社に有利なように起草されうるその程度にあるのであり、さらに社債権者の最善の利益を犠牲にして受託者を保護している点にある。社債権者はしばしば手遅れになるまで信託条項の正確な内容またはその重要性について全く無知である。

(b) モーゲージ信託

モーゲージ信託についてもまた同様の問題が生じうる。ある人が不動産を担保として他人に金銭を貸し付けた場合、当該借主が貸主に対し不動産名義を移転することが嘗ては行われていたが、そのような事はもはや行われていない。貸主は抵当権者として借主（または抵当権設定者）の土地に対し権利を取得する。これは通常の場合担保権であり、所有権登記制度における担保それ自体として、または不動産譲渡証書登記制度におけるモーゲージ証書として土地登記所において登記を行うことにより、抵当権設定者の破産または支払不能の際に、抵当権者の優先権が確保される。

しかしながら、一つの財産を担保としてなされた一つの貸付けに二人またはそれ以上の貸主が関わっている場合、担保不動産をどのように保有すべきかが問題となる。受託者は社債または債務証書が発行された場合において、長い間貸主のために担保不動産または浮動担保の保有者として行動してきた。同様の慣行は同一の担保不動産に複数の貸主が関係している場合にも行われてきた。信託はまた関連性のない財産上に設定された一つまたは多数のモーゲージに投資するために資金調達が行われる場合においても設定されうる。これらは全てモーゲージ・ブローカーの仕事である。受託者の仕事は登記された担保財産またはモーゲージ証書をそれぞれの貸主のために保有することである。担保財産に対して貸主はそれぞれ不可分の衡平法上の持分を取得し、その持分の大きさは当該貸主が行った協調融資の額および貸付額全体との関係により決定される。投資家集団を組織したモーゲージ・ブローカー自身が当該担保財産の受託者としての役割を引き受けるであろう。

しかし、このようにブローカーが受託者となるのは小規模なプロジェクトが行われる場合のみである⁹¹。より一般的な慣行となっているのは、貸主のためにブローカーがユニット・トラストを立ち上げることである。しかしながら、ソリシタまたは信託会社が受託者として行動する場合、モーゲージ・ブローカーは担保不動産を当該受託者に移転させる。これは好ましい慣行であると広く認識されている。その理由は、独立の受託者の職務を通じて投資家は自らの契約において担保不動産を取得したことを知ることができ、そして投資家の担保はローン期間が満了するまで保護されるからである⁹²。

シンジケート団への参加を通じたモーゲージへの投資が一般公衆に勧誘された場合、とりわけそれが巨額な場合、当該プロジェクトの“スポンサー”が通常は設置される。スポンサーは抵当権設定者と貸付条件について交渉を行うであろう。そしてその後に抵当権者が当該条件に従うことも確保する。これらのスポンサーは利息の支払いまたは元本の返済に関する全ての債務不履行について関知し、そして債務不履行に際して要求される全ての行動を提起する義務を負う。これらの状況において受託者は通常、投資家の出資金を受領し、当該投資に関して広告された条件に従って投資の申込を行い、そして担保持分に対する権利を取得する義務を負うにすぎない。若しくは、信託会社である受託者はその運用担当者を通じてスポンサーの指示に従うであろう。さらに、スポンサーによるスキームの実現可能性に多く拠っていることから、州の証券委員会への登録がなされなければならない、かつ目論見書が提出されなければならないであろう。しかしながら、州の証券委員会への登録および目論見書の提出が必要かどうかはシンジケートへの投資勧誘が一般公衆に対して行われた方法次第である。

信託における投資家の持分に関してある特定の法分野において要求される不動産登記または動産登録の要件を満たしていることもまた投資家にとって重要である⁹³。

(c) 建築先取特権信託

建築先取特権信託は制定法上の担保提供手段である。所有者から開発請負業者に対して支払われる契約代金は受領者により信託において保有され、法律により商品または役務提供の対価を受けていない下請業者に対し信託財産に対する最優先権が付与される⁹⁴。土地所

有者自身が自らの手元にある購入代金の受託者であるかもしれない。請負業務が予定通りに完了したとの連絡を土地所有者が定められた方法により受けた時点で、支払義務の履行期が到来する。信託は、元請人自身のためのみならず、下請人として商品または役務を提供した全ての者のために存在する⁹⁵。当該立法の目的は、下請人に対する支払いが保証され、そして元請人が破産した場合において下請人が優先権を有するとの政策を実行することにある。

(d) 株式預託信託

株式預託信託は担保提供手段としての信託の他の形態である。株式は受託者に預託され、そして受託者はある一定の出来事が生じた場合に株式を移転する義務を負う。偶然性が預託の要素をなす。例えば、会社設立当初の発起人は自らが有する当該会社の株式を信託に預託することにより、発起人相互間で保護が与えられ、そして一般公衆にも保護が与えられていることを示すことができる。もし、発起人の有する株式が当該会社の株式および社債が安定した価格で取引所において取引されるようになるまで信託に預託されないならば、発起人は他者の犠牲において自らの持分を売却できてしまう。投資大衆との関係では、発起人が自らの株式を売却するならば、当該会社が株式をさらに投資大衆に対して売り付けることが妨げられ、おそらく投資大衆は価値のない株式に投資を行った者として放置されるであろう。担保の提供を通じて、当該信託は発起人の誠実性を確認する。このことは、とりわけ採掘会社を新たに設立するような場合に価値がある。

(e) 商品販売の支払のための信託

受領のための信託は事業売却信託とある程度同様の役割を果たす。荷積み請求書または倉庫受領書のような書類は支払いを確保するために問題となっている商品の購入者により受託者に対し預託される。

(f) 設備信託

設備信託には二つの形態がある。第一は担保提供を目的とするものであり、社債権者信託に関連する状況と同様の状況において成立する。会社はその設備を担保として資金調達を行うことを望むであろう。このような担保を設定するために、会社は設備信託証明書または設備信託証書を作成する。当該信託は社債権者信託と同様に、元本の返済または信託条項に従わない等の借主の債務不履行が生じた場合に、

受託者が貸主の利益を保護するために適切な手段を講じることを可能にする。

設備信託の第二の形態は、投資を目的とするものである。しかしながら、その性格は投資信託とは全く異なる。投資はキャピタル・リースの取り決めにより発生し、そして多額の減価償却引当金が取得される。例えば、ある投資家が 200 万ドルを受託者に移転し、そして総額 1500 万ドルで当該信託が一定数の鉄道ボックス・カーの注文を行い、その完成および配送に対し代金を支払うとする。不足分の 1300 万ドルは信託により当該ボックス・カーを担保として借入れが行われる⁹⁶。そしてボックス・カーの配送が行われたときに、当該ボックス・カーは鉄道会社にリースされる。当該信託はボックス・カーの賃料から借入金の返済を行う。借入金の返済後、受託者の手元には何ら担保の付着していないボックス・カーの所有権が残り、受託者はもちろん当初の投資家のために当該ボックス・カーを保有する。投資家には 200 万ドルの利益が発生し、当該利益は投資家が当該ボックス・カーに対して得る減価償却引当金によって生じたものである。このような類型の信託は主として鉄道所有車両および大規模な運送会社の設備に関して利用される。

(g) クイストクローズ信託

これらの信託は貸手金融機関による金銭の貸付けが、当該ローンを利用する借主の目的のために明示的になされた場合に成立する。貸主は、貸付金が当該目的のために支出される時点まで借主により“信託によって”保有されなければならないことを条件として貸付けを行う。その時点の到来により当該貸付けの合意の効力が生じ、借主は当該金銭を当初の目的のために利用することができ、そして借主は貸主との関係で債務者となる。当該目的との関係で予定されていた金銭の支出が行われない場合は、当該金銭は借主により貸主のために信託により保有される。それにより、当該貸主は当該借主の全ての無担保債権者に優先する。

これらの信託は *Barclays Bank Ltd. v. Quistclose Investment Ltd.* 事件⁹⁷において貴族院により有効なものとして承認されたものであり、カナダにおいて 30 年間にわたって一般的に知られている。貴族院は近時、*Twinsectra Ltd. v. Yardley* 事件⁹⁸においてこれらの信託についてさらなる説明を行った。

(h) 証券化 — “特別目的体” としての信託

近年において資金調達のための証券化手続きが多く

用いられている⁹⁹。証券化手続きは将来キャッシュフローを現時点における資金へと転換する。将来キャッシュフローに対し権利を有している者（通常は株式会社である）は当該権利を“特別目的体”へ移転する。そして、特別目的体は将来キャッシュフロー¹⁰⁰に対する持分を投資大衆に販売する。それにより得られた資金は当初の権利保有者に支払われる。将来キャッシュフローに対する持分を発行する特別目的体は通常信託として組織される。将来キャッシュフローは売掛金、クレジットカード債権、商業ローン、商業用および住宅用モーゲージ、オリジナルターに対するロイヤリティ債務、自動車ローンおよびリース債権、将来のコンドミニアムの販売から生じる売上高、住居用財産または商業用財産の賃貸から生じる賃料等が含まれる。特別目的体としての信託は複数のオリジナルターのために機能するであろう。ユニット保有者に対する一定の支払いのために将来キャッシュフローが定期的に発生しないリスクに対処するために、受託者は一般的にユニット保有者に対する定期的な支払を保証し、また信用補完を行うことになる。

IV. 環境信託

信託概念は環境保護のために主として三つの方法により用いられている。すなわち、(i) 公共信託原理、(ii) 法定環境信託、そして (iii) 信託方式による環境ファンドである¹⁰¹。

A. 米国公共信託原理

米国公共信託原理は次のような観念に基づいている。すなわち、州は公共地の沿岸、海湾、それらの水源の水流または水底、そして河川が、一般市民が利用できるように維持されていることを確保する信託義務を負っているとの観念である¹⁰²。公共信託原理はそれ自体特有の概念であり、信託設定に向けた委託者の意図、信託財産、並びに信託目的の三つが明確でなければならないという、三つの明確性の確立といった現行信託法を引き合いに出すものではない。カナダにおいてはまだ公共信託原理は採用されていない。しかし、British Columbia v. Canadian Forest Product Ltd. 事件¹⁰³においてカナダ最高裁判所は判決で公共信託原理について議論を展開した。カナダ最高裁判所は適当な事件においては公共信託

原理に基づく損害賠償請求および差止請求が認められるであろうとの示唆を行った。さらに、公共信託原理に基づく請求により重要かつ新たな政策問題が提起されたと言及した。カナダ最高裁判所は、特定の事件に対して公共信託原理を適用するのは適切でなく、下級審において十分に議論されていない問題であると結論付けた。

B. 法定環境信託

公共信託原理はカナダにおいてはまだ採用されていないが、幾つかの法域は制定法による公共信託を創設した¹⁰⁴。例えばユーコン準州政府は“公共信託”の受託者である¹⁰⁵。公共信託の受託者は“公共信託に従って自然環境を保持する”よう要求される¹⁰⁶。“健全な自然環境を享受する権利を有する”のは“ユーコンの人々”であり¹⁰⁷、そして当該法律は、“ユーコンの居住者である全ての成人または法人”は政府に対し、環境保護という信託上の義務を全うしなかったことを理由に訴えを提起することができることと規定している¹⁰⁸。この場合、原告は個人的な損害を立証する必要はない¹⁰⁹。“公共信託”は“現在世代および将来世代の利益のための自然環境の質に対するユーコンの人々の利益の集合体”と定義することができる¹¹⁰。

C. 信託方式による環境ファンド

信託方式による環境ファンドの目的は、鉱業用地といった、用地の本来の用途による使用が終了した場合に用地を再利用するために必要な資金を提供することにある。このような目的に供する資金を確保するために立法が行われ、操業者に課税し、担保を提供させ、または保証機関による履行保証を要求することになった¹¹¹。信託方式による環境ファンドはこれらの立法の代替手段となる。信託方式による環境ファンドは明示信託であり、その目的は投資を行うことである。操業者は受託者に対して定期的に金銭の支払いを行う。受託者は用地の本来の用途による使用が終了した場合に要求される一定額の積み立てを見込んで当該金銭を用いて投資を行う。信託方式による環境ファンドは年金信託に類似している。しかし、年金信託におけるファンドの適切性を評価するための保険計理人による平均余命の計測は、信託方式の環境ファンドではエンジニアによる用地改良費用の見積もりおよび当該費用を賄うのに十分な額を積み立てるために必要な資金拠出に

関するエンジニアによる査定となる。これらの査定は積み立て不足を補う操業者の義務と共に再検討される必要がある¹¹²。

信託方式による環境ファンドに対し免許が付与される前に、その詳細につき当局と共に計画が立てられなければならない。そこには法律上および実務上対処しなければならない多くの問題が存在する。第一に、当該信託の目的が用地の再利用であると明示されている場合、外見上当該信託は目的信託であることから、当該信託が慈善目的であると言える場合を除き無効とされてしまうであろう。当該信託は *Pemsel* 事件¹¹³で示された第四の類型である“地域社会にとって利益となる他の目的”に該当するであろう。しかしながら、このように確実に言えるわけではなく¹¹⁴、よって当該信託の目的は国王の代表者を含む特定地域の住民のためであると明示しておくことが賢明であろう。これらの住民は受益者として信託を執行し、それにより無効な目的信託であると判断されるリスクは軽減するであろう¹¹⁵。第二に、信託の存続期間が永久拘束禁止則との関係で問題となるかもしれない¹¹⁶。実務的な問題は多面に渡り¹¹⁷、それらには、再利用のための計画の必要性、操業者に対し定期的な支払義務をどのように履行させるかという問題、鉱業地の本来の用途による使用期間が終了する前に操業者が破産に陥った場合の問題、そして“発展的用地改良”（採掘が進行している間の環境被害の軽減）のための信託財産の利用等の問題が含まれる。また信託のガバナンスに関する問題も存在する。操業者の立場からは、信託方式による環境ファンドは用地改良義務を履行するための手段となることから、操業者は当該信託財産に対して強い支配権を有することを望むであろう。それにより、誰が受託者になるのか、誰が受託者を解任する権限を有するのか、受託者は操業者に対し発展的用地改良または最終的な土地の再利用のために信託財産から支出を行う権限を付与する必要があるのかどうか、操業者は信託から貸付を受けることができるかどうか、受託者は操業者の株式を購入することを要求されるのかどうかといった問題が生じることとなる。信託の管理が行われる場所もまた問題となる。州の信託監督機関は当該信託の監督を補佐するであろう。投資に関する権限もまた問題となりうる。例えば、当該信託財産に対し国外から投資を行うことができ

るかどうかが問題となる（国外からの投資が土地の再利用のために必要な場合、当該投資が権限外の行為と判断されるリスクを伴う）。

より興味深い可能性の一つは、操業者がある特定の時点で誰であるかにかかわらず、採掘可能期間を通じての信託の維持についてである。受託者となる者には現在の操業者により援助を受けながら公的部門の役員と共同で職務を遂行する者が含まれ、そして当該信託財産はあたかも操業者ではなくむしろ当該用地に“帰属”しているかのように効果的に管理される。このことは、支払不能または破産により現在の操業者が採掘を中止した場合においても当該ファンドが存続し、そして新しい操業者は操業を行う間同じ信託財産に対して拠出を行う義務を負うということを意味するであろう。このように、当該信託は用地そのものに“帰属する”のであり、何時においても操業者には帰属しない。

V. 国際信託

“国際信託”は過去15年から20年の間にかけて生前信託を言い表すためにますます多く使われるようになった用語である。当該信託は複数の法域における法に關係する要素を含んでおり、そして信託管理地は世界のいわゆるオフショア、すなわち“金融の中心街”と言われている法域である。これらの信託は個人信託であり、委託者、その家族、若しくは私益目的のために用いられ、それ故に本章の第二節における個人信託と関連している。これらの信託の委託者は主として北米、欧州、若しくは南米の人々である。例えば、委託者はカナダまたは他の場所に住所を定めるカナダ居住者かもしれない。しかし、当該信託は明示的にオフショア法域の法により統治される。そして当該信託財産は他の法域に置かれる。委託者は今のところ他の法域に置かれている様々な財産を当該信託に持ち込むかもしれないし、また後日それらの財産を当該信託に加えるかもしれない。信託の統治法を制定している法域は当該信託の管理を目的とした場所かもしれない。これらの法域はまた地元の弁護士が信託を起草する場所でもある。実際に、地元の弁護士はしばしばオフショア法域での信託の起草を好む。確かに、多くの国際信託は實際上、委託者が居住しているカナダにおいて起草されているが、信託管理地の弁護士は通常、当該信託に対する統治法の遵守を確保するために文書の確認を依頼される。

オフショア法域の大部分は大西洋またはカリブ海の島々であり、その幾つかは太平洋またはインドネシアにおいても見られる。これらの島々の主要産業は“金融の中心街”としての機能である。他の“オフショア”は中央アメリカ、南米、若しくは欧州に位置しており、そのほとんどがコモン・ローの世界である。しかしながら、コモン・ローと大陸法の伝統が混在している国もある。その例として、インド洋のモーリシャスおよびカリブ海のセントルシアを挙げることができる。また完全に大陸法の性格を有している国もある。その例として、欧州のリヒテンシュタインを挙げることができる。カナダ人によって個人財産の運用および分配のために利用される主要なオフショア街は、バルバドス、バミューダ、バハマ、ケイマン諸島、シャネル諸島、ジャージー諸島、そしてガーンジー島であると思われる。カナダはバルバドスと租税条約を締結している¹¹⁸。

個人信託は典型的に拡張的な管理権限、裁量、並びに任命権限を受託者または第三者に付与することから、個人信託は受益者および財産分配に関する意思決定の先延ばしを行うための手段となる。個人信託は多くの理由によりオフショア法域に設定されている。委託者は地方税が少額またはゼロであるという利点を活用したいと望むであろうし¹¹⁹、そして目的とされた受益者がカナダ居住者ではなく、かつカナダにおいて信託財産への組入れが全く行われていないならば、カナダにおいて全く税金を支払う必要はないという利点を活用することができるであろう。また、本土の債権者との関係でオフショア法によって強力な保護が与えられるであろう。このような保護は通常、債権者による提訴期間を短期間に制限するという形式をとる。そして、しばしば債権者は当該債務者が信託を設定した時点において請求権を有していたことを立証しなければならない。オフショア法域においては、債権者が信託への詐害的譲渡を主張する場合、当該信託が債務者によって設定された時点において詐害の意図を有していたことの立証責任を負わせるであろう。そのような立証はたとえ債務者がすでに支払不能に陥っており、または信託への財産移転により債務者が支払不能に陥った場合であっても要求されるであろう。他の誘因も存在するであろう。委託者はその者の“母国”法域において許容されているよりもより強力な支配権を信託財

産の投資に対して保持したいと望むであろう。委託者の何人かはオフショア法域がしばしば提供する機密性に惹き付けられる。オフショア法域においては委託者が開示を選択するまで信託に関する全ての情報を受益者に開示しないことも可能であろう。そして開示はおそらく委託者の死亡時になされるであろう。

オフショアの金融街は市場のニーズおよび発展に信託法が沿ったものとなるようしばしば信託法を改正する。本土の委託者を惹き付けるために、オフショアの金融街において、またはこれらのオフショア法域間において激しい競争が繰り広げられている。よって英国ヴァージン諸島のヴィスタ (VISTA) 信託¹²⁰およびケイマン諸島のスター (STAR) 信託¹²¹のように次から次へと生み出される多くのアイデアが目新しいものとなる。現代における概念的な信託思考の主眼は今日においてはこれらのオフショア法域から発せられていると広く考えられている。オンショア信託にとって一般的である権限留保はオフショア法域の法により統治されているオフショア信託において発展してきたものである。例えば、バハマ、バルバドス、タクス・カイクス諸島、若しくはケイマン諸島の信託法は、委託者が生存し行為能力を有する間にできるだけ強力な支配権を保持したいと望む場合、拡張的な支配権を付与することができるとしている。これらのオフショア法域における裁量信託は、しばしば委託者の目的を信託条項を通じてではなく、委託者に留保された権限またはプロテクターに対して付与された権限によって達成する¹²²。

確かに“国際信託”という用語の使用は一見したところ、私的依頼人を目的とした業界に限られているように思われるが、しかしながらオフショア信託は多国籍企業および大規模な貿易会社によって広く利用されている。事業および商取引の場面において、これらの信託は例えば財産投資に関連しているであろう。これらには、クレジットカード債権の証券化、会社資産の保有、保険、そして信託により担保を追加することで行われる開発ローンのための担保の提供等が含まれるであろう。

¹ *Hardoon v. Belilios* (1900), [1901] A.C. 118 (Hong Kong P.C.) at 123 において、リンドリー卿は枢密院に対して、「信託関係は当事者の一方がコモン・ロー上の所有者であり、他方が衡平法上の所有者である場合に存在する」と言及した。この言い回しは、*Gordon v. Winnipeg Canoe Club* (1999), 134 Man. R. (2d) 213, 172 D.L.R.

(4th) 423 (Man. C.A.)においても承認され引用されている。控訴棄却(2000), 254 N.R. 200 (note) (S.C.C.) at paras. 27-31.

ケベック州については第 28 章を参照せよ。

² 第 13 章をさらに参照せよ。

³ カナダにおいて所得税は累進課税方式によって課税される。1980 年代および 90 年代における所得税法改正により連邦所得税の累進率は減少する一方、現在では税率について三つの区分が存在する。そして、それらの区分間における税率の差異は減少している。しかしながら、連邦における税率が州における税率と組み合わせられ、州における制度の様々な要素が考慮される場合、實際上、税に関して多くの区分が存在し、また税率も大きく異なる。この点については、第 13 章をさらに参照せよ。

⁴ 所得税法 R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.), as amended, 74.1 条-74.5 条は、配偶者または 18 歳未満の親族のための生前信託において生じる収益または損失および納税者により移転された財産から生じる収益に対する課税は、納税者のもとで行われると規定している。

⁵ ケベック州は自州における所得税を引き上げるにあたり同様の方針を採用している。他の州もそれぞれ、年度毎の連邦所得税の税率または課税所得の割合を規定することにより所得税を引き上げている。そして税の徴収につき連邦政府に委任を行っている。これらの税の徴収は連邦政府が自らの税を徴収する際に行われる。よって、連邦所得税法の規定は 10 州の所得税に関してもまた適用される。

⁶ 登録退職貯蓄控除制度および登録退職所得信託は自己運用型投資信託の形態をとる。便宜上、これらの制度については他の形態の退職後の給付に関する信託との関連で論ずる。第 3 節、A 1, 2, 3 を参照せよ。

⁷ 脚注 4 の所得税法第 73 条を参照せよ。配偶者信託またはコモンロー・パートナー信託については第 13 章第 2 節 A 2 を参照せよ。キャピタル・ゲイン課税は、受取人である配偶者またはコモンロー・パートナーの死亡時、またはそれらの者が問題となっている財産をそれ以前に処分した時点において発生する。

⁸ しかしながら、承継的不動産設定が行われた時点で信託における持分が付与される。登録退職貯蓄プランによる支払についても同様のアプローチを採用することができるかどうか(すなわち、拠出者の死亡時に受託者として当該ファンドを保有していた者に対する支払を行うことができるかどうか)については、Barry S. Corbin, “The Separate RRSP Trust” (2003) 22 E.T.P.J. 360. で議論がなされている。また、Barry S. Corbin, “Separate Insurance Trusts: Eating One’s

Cake and Having it Too” (1992) 12 E.T.J. 104. も参照せよ。Nelson v. Little Estate, 2005 CarswellSask 682, 269 Sask. R. 231, 20 E.T.R. (3d) 1 (Sask. C.A.), affirming 2004 CarswellSask 496, 250 Sask. R. 237, 13 E.T.R. (3d) 223 (Sask. Q.B.)において、特定の事実に基づき、退職所得信託の指名受益者は遺産のための復帰信託においてファンドを保有すると判示された。また、McConomy-Wood v. McConomy, 2009 CarswellOnt 914, 46 E.T.R. (3d) 259 (Ont. S.C.J.)において、退職所得信託の指定された受益者は明示信託において受領したファンドを保有すると判示された。ネルソン事件における立法 (The Queen’s Bench Act 75 条, 1998, S.S. 1998, c. Q-1.01) およびマクコノミー事件における立法 (the Succession Law Reform Act 53 条, R.S.O. 1990 c. 26) においては、退職所得信託プランの管理運用者はファンドの運用益を指名受益者に支払うことができ、そしてプランに基づきさらなる支払を行う義務を遂行するとされている。また受益者は収益の支払を実行することができる規定されている。先に死亡した R.R.SP 所有者の債権者が当該プランにおける指名受益者から未払い債務の回収を行うことができないことについては、Amherst Crane Rentals Ltd. v. Perring (2004), 50 C.B.R. (4th) 1 (Ont. C.A.)控訴棄却 2005 CarswellOnt 354, 334 N.R. 191 (note) (S.C.C.);および Juffs v. Investors Group Financial Services Inc., 2005 CarswellOnt 4384, [2005] O.J. No. 3872 (Ont. S.C.J.)を参照せよ。

⁹ 保険信託については、John E. Poyser, Larry H. Frostiak, and Grace Chow, *Taxation of Trusts and Estates: A Practitioner’s Guide 2012* (Toronto: Carswell, 2011) at 38-40 and 166-82. をさらに参照せよ。

¹⁰ これらの信託では、保険料の支払いが定期的に継続されなければならない、委託者または受託者が当該目的との関係で委託者から提供された金銭により支払いを行う。保険料の支払いが行われない場合、保険証書は失効し、それにより信託は消滅する。法人受託者はしばしば信託証書に、当該法人に対して保険料の支払のために金銭が提供される場合を除き、受託者は保険料を払い込む責任を何ら負わないとの規定を設けることを希望する。

全ての州において相続税が廃止されたことにより、カナダではこのような最終的な責任をカバーする保険はもはや必要でなくなった。死亡時におけるキャピタル・ゲイン課税の事前の計算は相続税の計算よりも困難である。その結果、キャピタル・ゲイン課税の支払義務を対象とする保険は稀である。もちろん、税金対策は常に重要な問題である。保険証書信託は保険金に対して課税が行われない限りにおいて人気を有している。委託者による取り決めにより、委託者または第三者から受託者に対し金

銭の貸付けが行われることにより設定される信託は、子または孫のための投資形態として人気を有してきた。

¹¹ この額に対しては異なる見解も存在し、少数の見解は15万ドル以下であるとしている。

¹² アメリカ合衆国においては、“王朝信託”または“永久信託”と呼ばれる類型の遺言信託が発展してきた。このような信託が発展してきた理由の一部は、幾つかの州において永久拘束禁止則が廃止されたことによる。マトニバ州においては永久拘束禁止則が1985年に廃止されたが、同様の現象は生じていない。そしてサスカチュワン州においてはより最近になって永久拘束禁止則が廃止されたが(第8章第4節を参照せよ)、同様の現象は生じそうにない。アメリカ合衆国における王朝信託の発展は、単に永久拘束禁止則が廃止されたからだけではなく、遺産税の回避を防止することを目的とした“世代飛越税”の免除もその理由に挙げることができるように思われる。実証研究によると、王朝信託の発展を促進したのは世代飛越税の免除が規定されたことにあるとされている。この点については、Max M. Schanzenbach and Robert Sitkoff, “Perpetuities or Taxes? Explaining the Rise of the Perpetual Trust” (2006) *Cardozo. L. Rev.* 2465. (州におけるトラスト・ビジネスを増加させたのが1986年に制定された世代飛越税の免除に対する信頼であり、それにより永久拘束禁止則が廃止されたとの実証結果が示されている。) および第2節A8を参照せよ。

¹³ 配偶者信託に関する議論については、第13章第2節A2および第2節A8を参照せよ。

¹⁴ カナダにおいても保護信託は制定法上規定されておらず、よって委託者または遺言者が保護信託を利用する場合、保護信託に関する全ての信託条項を記載しなければならない。イギリスおよびオーストラリアの制定法上の規定は、ただ単に“保護信託において”という用語を用いることにより、保護信託を設定することを可能とした。受託者法1925(Eng.), c. 19, 33条を参照せよ。確かに、任意に持分譲渡を行おうとした場合または債権者による差押が行われた場合に信託が消滅するという制限的な持分を作出する条項はカナダにおいては決して珍しくない。カナダにおける実務は“保護された”生涯権とは異なる方向に向かっている。信託の利用方法が非常に多様であることから、これら信託の仕組みの人気は税法上の取扱いに依存している。

A.A. Pearce, “Protective Trust: Anachronism or Useful Device?” (1979) 76 *Law Society Gazette* 874. を参照せよ。保護信託の譲渡不可能な持分に関する論評については、James Rossiter, “The Case of Protective Trusts: A Response to the

Recommendations of the Ontario Law Reform Commission (1985-86) 7 E.T.Q.229.を参照せよ。

¹⁵ “保護信託”という用語はカナダにおいては時として税金対策のための信託について言及する際に用いられる。Canada Revenue Agency’s *Income Tax Technical News*, No.7 February 21, 1996における当該用語の使用方法を参照せよ。ここにおける保護信託の用語は、判例法および本文で述べた用語の使い方とは全く異なる。税金との関係で用いられるこのような“保護信託”の用語はもはや関連性を有しない。所得税法において分身信託、いわゆる“自己利益”信託、並びに“適格処分”信託が導入されて以降、カナダ歳入当局による保護信託の使用方法は従来とは異なる意味で用いられている。所得税法の下におけるこれらの類型の信託については、第13章第2節A8および9を参照せよ。

¹⁶ Ian M. Hull, “Discretion to Encroach: Do the Beneficiary’s Personal Resources Matter?” (2004) 24 E.T.P.J. 30. また、第13章の脚注156も参照せよ。

¹⁷ 1987 *CarswellOnt* 654, 28 E.T.R. 121 (Ont. Div. Ct.), affirmed 1989 *CarswellOnt* 542, 36 E.T.R. 192 (Ont. C.A.).同様のアプローチがアメリカ合衆国でも採用されている。Joseph A. Rosenberg, “Supplemental Needs Trusts for People with Disabilities: The Development of a Private Trust in the Public Interest” (2000) 10 B.U. Pub. Int. L.J. 91 at 99-127.およびJennifer Brannan, “Third-party Special Needs Trust: Dead or Alive in a Uniform Trust Code World” 249 at 250-56.を参照せよ。

¹⁸ 婚姻継承の財産設定と区別すべきものとして婚姻契約がある。婚姻契約はケベック州において広く用いられており、現在ではカナダにおけるそれぞれの婚姻財産法の一つの特徴となっている。ケベック州において婚姻契約が締結されるのは、当事者が制定法上の財産取得組合に服することを望まない場合、またはコモン・ローの国であるカナダにおいて当事者が婚姻破綻時における裁判所による当事者間の財産分割に対する制定法上の権限を可能な限り回避したいと考える場合である。婚姻契約において、婚姻当事者は婚姻関係に入る際に当事者がそれぞれすでに所有していた財産、または婚姻中に取得する財産に対する持分の割合につき合意を行う。婚姻契約またはこのような合意につき規定している法律の詳細は州によりそれぞれ異なる。James G. McLeod & Alfred A. Mamo (eds.) (A. Bissett-Johnson and W. Holland (founding eds.)), *Matrimonial Property Law in Canada* (Toronto: Carswell, 1993 looseleaf) at paras. A (13); BC(2)(g)M(3)(v)(iv); N(1)(jj) and (ii); NB (11); NS (16); O(9); PEI(4)(C); S(7)(b).を参照せよ。婚姻契約信託はまだ登場していない。

¹⁹ 別居または離婚の文脈における信託に関する議論につ

いては、John E.S. Poyser and David J. Koshi, “Use of Trusts in Blended Family Estate Planning” (2006) 26 E.T.P.J. 23.を参照せよ。

²⁰ *Phillips v. Spooner* (1980), [1981] 1 W.W.R. 79, 7 E.T.R. 157 (Sask. C.A.)において、夫は、合意日から自己が死亡するまでの間に財産が増加した場合、妻は全財産の半分を請求することができるのと約束した。しかしながら、このような合意は後の訴訟においては問題とならなかった。

²¹ 例えば、火葬、埋葬、並びに葬儀に関する法律 S.B.C. 2004, c. 35.の信託において保有されるケア・ファンドに関する部分 (第7編、28条-36条)を参照せよ。

²² 私的財団は非政府・非営利組織であり、法人または信託として立ち上げられる。そして、その取締役または受託者が当該財産を管理運営し、ある特定の慈善目的を促進させる。これらの私的財団は通常、それぞれの場合において裕福な寄贈者または地元住民の団体によって立ち上げられ、その団体の性質に従い財産を分配するか、または直ちに慈善活動に従事する。私的財団の重要性は社会においてますます認識されるようになってきている。雑誌 *The Philanthropist* および *the Canadian Directory to Foundations and Granting Agencies*, 18th ed. (2004).をさらに参照せよ。Image Canada (www.imagecanada.ca/directory/about-foundations) においては、カナダでは2011年時点において3,000以上の助成財団が存在し15億ドルを超える助成を行っていることが示されている。

²³ この価値評価を行うに際しては、生涯権者である受益者の死亡推定日を考慮に入れた保険数理士による計算が要求される。IT-226R “Gift to a Charity of a Residual Interest in Real Property or an Equitable Interest in a Trust”.を参照せよ。また、脚注9の Poyser et al, at 144-45.を参照せよ。さらに、*O'Brien Estate v. Minister of National Revenue*, 1991 CarswellNat 657, 91 D.T.C. 1349, 46 E.T.R. 212, [1991] 2 C.T.C. 2747 (T.C.C.)を参照せよ。贈与に関する期待現在価値の計算および慈善残余権信託に関する他の問題については、John E.S. Poyser, Larry H. Frosiak, Kim G.C. Moody, and John Delaney, “Charitable Remainder Trusts: Advanced Issues” (2007) 26 E.P.T.J. 151.を参照せよ。“慈善先行信託”はアメリカ合衆国の制度であり、委託者は先行する限定的な権利を慈善団体に付与し、残余権を私人としてまたは受益者として個人に確定的に帰属させるものである。

²⁴ 委託者が後に信託を終了させた場合、登録慈善事業に対する寄付は行われぬ。同様に、信託元本を取り

崩す権限が付与されている場合、寄付に回される金額は減少し、場合によってはゼロということもありうる。その結果、慈善残余権信託では信託元本の利用に対して支配権が失われる点が不利益となる。

²⁵ 例えば、カナダ事業会社法 R.S.C. 1985, c. C-44, 120条を参照せよ。

²⁶ 例えば、利益相反法 S.C. 2006, c. 9, 第1編, 27条; 利益相反法 R.S.A. 2000, c. 23, 1条1項g号および1条7項、12条、19条; 利益相反法 S.N.B. 2011, c. 129, 1条、2条を参照せよ。

²⁷ この問題およびブラインド信託に関する他の潜在的な問題については、Megan J. Ballard, “The Shortsightedness of Blind Trusts” (2007) 56 Kansas Law Review 43 at 61-4.を参照せよ。

²⁸ J.M.W. Bean, *The Decline of English Feudalism: 1215-1540* (New York: Manchester Univ. Press, 1968) at 137.を参照せよ。

²⁹ 第8章第3節を参照せよ。

³⁰ 例えば、クック諸島の1984年国際信託法、セントビンセントおよびグレナディーン諸島の1996年国際信託法、並びにセントルシアの国際信託法を参照せよ。

³¹ オンショア法域およびオフショア法域における財産保護信託に関する立法については、次の文献を参照せよ。

Stewart E. Sterk, “Asset Protection Trusts: Trust Law’s Race to the Bottom?” (2000) 85 Cornell L. Rev. 1035 at 1047-51; James T. Lorenzetti, “The Offshore Trust: A Contemporary Asset Protection Scheme” (1997) 102 Commercial L.J. 138; Elena Marty-Nelson, “Offshore Asset Protection Trusts: Having Your Cake and Eating it Too” (1994) 47 Rutgers Law Review 11; Barbara A. Hauser, “Trust Law Development in the United States and Current Trends”, 2004 Proceedings, International Academy of Estate and Trust Law, San Francisco, California; David G. Shaftel, “Domestic Asset Protection Trusts: Key Issues and Answers” (2004) 30 ACTEC Journal 10. また、J. Glasson (ed.), *International Trust Laws*, Vol. I, c. 6 (B.6) “Asset Protection Trusts” (Jordan, 2002, looseleaf); および Tony Molloy, “The Vulnerability of Asset Protection Trusts Revocable by the Settlor: ‘Equity’s Tenderness for Creditors’ and the Privy Council’s judgment in *Tasarruf Mevduati Sigorta Fonu*” (2011) 17 Trusts and Trustees 784.も参照せよ。米国信託法リステートメント (第3次) と米国統一信託法典の財産保護信託に対するアプローチの比較、財産保護信託の政治的背景、並びに将来への示唆については、John K. Eason, “Policy, Logic, and Persuasion in the Evolving Realm of Trust Asset Protection” (2006) 27 Cardozo L. Rev. 2621.を参照せよ。

財産保護信託に対する経済分析を行う文献として、Adam J. Hirsh, “Fear not the Asset Protection Trust” (2006) 27 *Cardozo L. Rev.* 2685.がある。

³² 商事目的のための信託の利用に関して、例えばアメリカ合衆国については、John H. Langbein, “The Secret Life of the Trust: The Trust as an Instrument of Commerce” (1997) 107 *Yale L.J.* 165 を参照せよ。イングランドおよびウェールズについては Geraint Thomas and Alastair Hudson, *The Law of Trusts*, 2d ed. (Oxford: Oxford University Press, 2010) at pp. 48-50.を参照せよ。カナダについては、Robert Flannigan, “Business Applications of the Express Trust” (1998) 36 *Alta. L.Rev.* 630 および Donovan W.M. Waters, *The Institution of the Trust in Civil and Common Law*, *The Academy of International Law, The Hague, Recueil des cours*, Vol. 252, (1995) at 315.を参照せよ。

³³ *Scott and Ascher* at para. 2.1.2.

³⁴ 第30章 “The Future of the Trust”をさらに参照せよ。

³⁵ 2004年時点において、年金プランの61パーセントが保険契約の取り決めを通じて資金提供が行われている。しかしながら、これらの保険契約の取り決めは年金プランの全構成員のわずか17パーセントしか占めていない。信託方式による年金プランは年金プランに参加する従業員の70パーセントを占めている。

Statistics Canada, *Canada’s Retirement Income Programs*, 2006 Ed., Cat. No. 74-507-XCB (Ottawa: Ministry of Industry, Income Statistics Division, 2006).を参照せよ。

³⁶ これらの信託の設定および運営に対する考察については H. Weitz, *The Pension Promise* (Toronto: Carswell, 1992); および Ari N. Kaplan, *Pension Law* (Toronto: Irwin Law, 2006) at 5 and 94-136.を参照せよ。

³⁷ 年金ファンドのカストディアン義務については、Dona A. Campbell, “Record-keepers or Whistle-blowers? A Look at the Role of Pension Fund Custodians” (1995) 15 *E.T.J.* 26.を参照せよ。

³⁸ D.J. Baum, “Profit Sharing and Pension Plans in Canada: Profile in Action: A Melding of Interests” (1971) 6 *Texas Int. Law Forum* 165 at 172.年金プランに関する文書の重要性については、Kerry (Canada) Inc. v. Ontario (Superintendent of Financial Services), 2009 *CarswellOnt* 4494, (subnom. Nolan v. Kerry (Canada) Inc.) [2009] 2 *S.C.R.* 678, 49 *E.T.R.* (3d) 159 (S.C.C.)において強調されている。同事件における問題の一つは、雇用主は信託の執行に要する費用

に加えて年金プランの管理運営に要する費用を支払う義務があるかどうかという点であった。カナダ最高裁判所の多数意見は、オンタリオ州控訴裁判所のギルゼ判事の分析に従い、次のように判示した。すなわち、年金プランの費用の支払いに関して適用される年金立法および判例法は存在しないことから、年金プランの文書に注目しなければならず、そして年金プランの文書においては信託の実行に要する費用に加え年金プランの管理運営に要する費用の支払いについて何ら規定していないとした。

しばしば問題となるのは、確定給付型年金プランにおいて生じた剰余金に対し誰が権利を有するのかという点である。従業員による拠出と共に、雇用主は従業員に対しあらかじめ計算により確定された額の年金を支払う約束を行ったのか、それとも信託財産に払い込まれた全ての金銭および当該金銭の運用により増加した財産全てを支払う約束を行い、その結果これらの財産は自動的に信託受益者(すなわち従業員)のものとなるのであろうか。この点はカナダにおいて絶えず論じられてきた問題であり、この問題を巡って訴訟が頻繁に提起されている。この問題に対し確定したルールは存在せず、ある特定の信託を設定した当事者の意図がまさに問題となる。ここでは年金プランの文脈において契約法と信託法との間に明らかな緊張関係が存在し、これは他のコモン・ロー法域においても頻繁に論じられている問題である。*Schmidt v. Air Products of Canada Ltd.*, [1994] 2 *S.C.R.* 611, 115 *D.L.R.* (4th) 631 (S.C.C.)において、コモン・ローの国であるカナダにおいては、当事者が反対の意図を有している場合を除き、信託による分析が確立していると判示されている。この点については、後の *Buschau v. Rogers Communications Inc.*, 2006 *CarswellBC* 1530, [2006] 1 *S.C.R.* 973, 26 *E.T.R.* (3d) 1 (S.C.C.)において確認されている。同事件においては、*Saunders v. Vautier* 事件(第23章第2節を参照せよ)における信託の終了に関するルールAおよびGは適用されないとされた。なぜならば、適用される年金立法には年金の終了に関する規定が設けられていたからである。多数意見はさらに、*Saunders v. Vautier* 事件におけるルールは「雇用関係に基づく年金プランの文脈に容易に組み込まれるものではなく」、そして年金信託と「信託における通常の遺産または贈与」との違いを明確にした。それにより、制定法による修正および特定の年金プランにおける文書の条項に加え、少なくとも幾つかの点においては、年金信託において与えられた異なる文脈では伝統的な信託法の分析から乖離する可能性があることを示唆している。*Barbara Austin and Paul Dimitriadis*, “Not All Trust Law Principles Apply To Pension Trust: The Supreme Court of Canada Decision in *Bushau v. Rogers Communications Inc.*”

(2007) 26 E.T.P.J. 217.を参照せよ。要するに、裁判所は剰余金を取得する者は信託証書の規定に依ると判示した。年金における剰余金の取扱いについては、例えば、Mary Louise Dickson, “Pension Surplus” in T.G. Youdan, ed., *Equity, Fiduciaries and Trusts* (Toronto: Carswell, 1989) at 132; Eileen E. Gillese, “Pension Plans and the Law of Trusts” (1996) 75 Can. Bar. Rev. 221 (also in Special Lectures of the Law Society of Upper Canada, *Estates* (Toronto: Carswell, 1996) at 199)および Dona L. Campbell, “Preparing for Successful Pension Litigation: An Analysis of the Implications of Trusts vs. Insurance Contracts for Entitlements to Pension Surplus” (1996) 15 E.T.P. 331.を参照せよ。ケベック州における年金信託については、Michel Benoit, “The Development of the Concept of Pension Trust Under Quebec Civil Law” (1998) 17 E.T.P.J. 203.を参照せよ。また、R.E. Scane, “Occupational Pension Schemes: Is the Trust an Adequate Mode of Provision” in Donovan W.M. Waters (ed.), *Equity, Fiduciaries and Trusts*, 1993 (Toronto: Carswell, 1993) at 359.も参照せよ。

³⁹ ミューチュアル・ファンドについては、第3節C1 (b).を参照せよ。

⁴⁰ これと対照的なのは年金保険契約であり、拠出金は単にある特定の会社の口座に振り込まれるにすぎない。

⁴¹ 脚注4の60条i号、146条、14.3条。これについては、ケベック州税法R.S.Q., 1977, c. I-3, as amended, 339条および905.1条においても同様である。

⁴² 信託ユニットの現在の市場価値、すなわちポートフォリオの投資価値を表している数値は、1か月毎に公表されている。

⁴³ 同じような仕組みは登録退職所得ファンドおよび登録教育信託といった他の所得税法に基づく制度にも存在する。近年における所得税法改正により分身信託および共同パートナー信託が導入された(第13章で論ずる)。65歳以上の者は、これらの信託を用いることにより検認費用を回避することができ、また当該信託がアルバータ州といった一つの州に存在する場合には、より低額の連邦所得税と州所得税を組み合わせることができる。ブリティッシュ・コロンビア州においては、信託を用いることにより州の遺言変更法(すなわち遺留分)を回避することができる。

⁴⁴ 例えば、オンタリオ州貸付および信託会社法第173条1項(R.S.O. 1990, c. L. 25)を参照せよ。同規定は、信託証書で定める場合を除き、同法により登録された信託会社に当該信託会社の一つまたは二つ以上の合同信託基金に投資する権限を付与している。オンタリオ

州受託者法27条3項および4項(R.S.O. 1990, c. T. 23)は、法人受託者によって維持されている合同運用基金または合同信託基金との関係で受託者が有している投資権限を他に委譲することを認めている。

⁴⁵ 例えば、会計、インベストメント・オフィサーの時間、投資商品の保有等に関する費用が挙げられる。もし、別のポートフォリオの組成が必要だとしたならばより多くの費用を要したであろう。

⁴⁶ 受託者は合同運用投資信託の計算につき裁判所の承認が得られるよう準備しなければならない。この承認は最低でも10年経過する毎に得なければならない。合同運用投資信託制度に参加しようとしている遺産または信託は、ユニットの価値評価日においてのみ合同運用投資信託に参加しユニットを購入することができる。この価値評価日は通常毎月1回である。また価値評価日には、受託者である信託会社が投資運用を行うにあたり課す手数料に対する監督が行われる。

オンタリオ州の公後見受託者もまた法規により、公後見受託者としての職務を遂行するにあたり遺産および信託のために合同運用信託を運用する権限が付与されている。第4章第2節Bを参照せよ。

⁴⁷ 第2章第6節およびDonovan W.M. Waters (1983) 21 Alta. L.R. 395 at 421-24をさらに参照せよ。受託者法が“ブルーデント・インベスター”の権限を採用した点については、第19章第2節B3を参照せよ。

⁴⁸ 例えば、*Bryden v. Canada (Employment & Immigration Commission)* (1980), [1981] 2 F.C. 91, 113 D.L.R. (3d) 732 (Fed. C.A.), reversed [1982] 1 S.C.R.

443, 133 D.L.R. (3d) 1 (S.C.C.)を参照せよ。同事件においては、当該合意により雇用主は従業員のために受託者に対し休暇支払金(総賃金の9パーセントと計算された)を移転しなければならないとの効果が生ずるとされた。これらの休暇支払金は従業員が“解雇”された後に支払われることから、この支払により失業保険による給付金が減額される。そこで次のような問題が生じた。すなわち、従業員が休暇支払金を受け取ったのは、雇用主が当該金銭を信託に払い込んだ時点(それにより、委託者と同様に雇用主が金銭を譲渡することにより当該金銭に対し雇用主は何ら支配権を有しないことになる)なのか、それとも受託者が当該金銭を労働者に払い渡した時点のいずれであるかという点である。最高裁は下級審の判断を破棄し、前者の考えを採用した。すなわち、雇用主による当該金銭の移転が受託者に対して行われ、そして信託証書の定めにより、従業員が受益者としての権利を取得した時点で休暇支払金を受け取ったことになる。

⁴⁹ いわゆる“従業員の慈善信託”である。Canada Revenue Agency CSP-EO7, September 3, 2003.を参照

せよ。

⁵⁰ 組合費の拠出が行われたが独立の受託関係が創設されない場合、雇用主が破産した際に問題が生ずる可能性がある。例えば、*U.A. Local 488 v. J. Neilson & Sons (Mechanical) Ltd.*, [1982] 6 W.W.R. 763, 22 Alta. L.R. (2d) 303 (Alta. Q.B.);および *B.S.O.I.W., Local 97 v. Brittain Steel Ltd. (Trustee of)*, 1987 CarswellBC 1318, [1987] B.C.J. No. 2165 (B.C.C.A.)を参照せよ。

⁵¹ このようなフリンジベネフィットは通常の場合、従業員が提供したサービスに対する対価の形態をとり、また通常は雇用主と労働組合との合意に基づくものである。時として、労使間の合意により、従業員はまた自らの給与からの控除によって拠出を行うことが求められ、そして当該金銭は同じ信託によって保有されることがある。連邦政府および雇用主の拠出による従業員の訓練のための信託については、*Re Chemainus Team Development Training Trust (Trustee of)*, 2004 CarswellBC 2853, 13 E.T.R. (3d) 203 (B.C.S.C.)を参照せよ。

⁵² 従業員の健康および福祉のための信託 (IT-85R2, dated July 31, 1986) を参照せよ。グループ生命保険証書において従業員が受益者を指名する場合、制定法により被指名者のために当該保険金のための法定信託が設定される場合もある。このような信託が設定されるのは通常、被指名者の同意を得ない限り被保険者が当該指名の変更を行うことができない場合である。例えば、*Zschogner v. Graham* (1979), 4 E.T.R. 201, 99 D.L.R. (3d) 554 (Ont. H.C.);および *Korvemaker v. McLaughlin*, 2000 CarswellOnt 5045, 37 E.T.R. (2d) 250 (Ont. S.C.J.)を参照せよ。

⁵³ パートナーによって保険料が払い込まれることにより、受託者は保険証書を取得するであろう。

⁵⁴ R.G. Hatt and W.B. Keevil, “The Buy-Sell Agreement” (1974) 2 Queen’s L.J. 225.

⁵⁵ このテーマに関する初期の二つの著作として、H.A. Cushing, *Voting Trusts* (1927); J.A. Leavitt, *The Voting Trust* (1941)がある。

⁵⁶ または、より完全に相互関係にある権利と義務の“束”である。*Sparling v. Caisse de dépôt & du placement*, [1988] 2 S.C.R. 1015, 55 D.L.R. (4th) 63 (S.C.C.) at 70[D.L.R.]を参照せよ。

⁵⁷ (1988), 59 Alta. L.R. (2d) 268, 29 E.T.R. 113 (Alta. Q.B.), affirmed (1988), [1989] 1 W.W.R. 490 (Alta. C.A.).

⁵⁸ Donovan W.M. Waters, “Voting Trust Agreements and the Zeidler Case” (1989) 9 E.T.J. 51. を参照せよ。さらに、*ibid.*, at 345 を参照せよ。

⁵⁹ *Zeidler v. Campbell* (1988), 53 D.L.R. (4th) 350,

[1989] 1 W.W.R. 490, 63 Alta. L.R. (2d) 1, 31 E.T.R. 33 41 B.L.R. 186 (Alta. C.A.).

⁶⁰ (1988), 31 E.T.R. 33 (Alta. C.A.) at 39.

⁶¹ 所得税法 R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.), as amended, s. 104(4)(b).

⁶² 法人設立の代用手段としてのビジネス・トラストの利用一般については、例えば、Robert D. Flannigan, “Business Trusts-Past and Present” (1984) 6 E.T.Q. 181; Robert D. Flannigan, “The Nature and Duration of the Business Trust” (1982-84) 6 E.T.Q. 181; and Robert Flannigan, “Understanding the Business Trusts” (1987) 23 E.T.R. 44.を参照せよ。また、Maurice Cullity, “Legal Issues Arising Out of the Use of Business Trusts in Canada” in T.G. Youdan, ed., *Equity, Fiduciaries and Trusts* (Toronto: Carswell, 1989) at 181.も参照せよ。アメリカ合衆国における文脈では、Sheldon A. Jones, “The Massachusetts Business Trust and Registered Investment Companies” in T.G. Youdan, ed., *Equity, Fiduciaries and Trusts* (Toronto: Carswell, 1989) at 161; および Sheldon A. Jones, Laura M. Moret, and James M. Storey, “The Massachusetts Business Trust and Registered Investment Companies” (1988) 13 Delaware J. of Corp. L.421 at 424-45;並びに Paul B. Miller, “The Future for Business Trusts: A Comparative Analysis of Canadian and American Uniform Legislation” (2010-2011) 36 Queen’s L.J. 443 at 448-55.を参照せよ。

⁶³ 受益者はある特定の償却額における自らの受益権を代表するものとして、資本費用償却額または減耗償却額の一部に対して権利を有する。脚注 47 の所得税法 104 条 13 項、21 項、並びに 105 条 1 項。信託課税におけるフロースルーの扱いについては、第 13 章でさらに論ずる。しかしながら、フロースルーの扱いは、ミューチュアル・ファンドおよび不動産投資信託を除き、取引所でユニットが取引されているビジネス・トラストには認められていない (第 3 節 C 1 (b) (v) を参照せよ)。

⁶⁴ アパートメントの建物は信託の仕組みを利用することにより、入居者により“所有”されることもありうる。よって信託の仕組みはコンドミニウムの取り決めの代替手段となる。しかしながら、現在ではコンドミニウムの方がより好ましい代替手段であると見られているように思われる。例えば、*Report of the Ontario Law Reform Commission on the Law of Condominium*, 1967, paras. 6, 7 and 8.を参照せよ。

⁶⁵ American Law Institute, *Restatement of the Law, Agency* (2d), 1958, Appendices to date, para. 14B, j.また、American Law Institute *Restatement of the Law, Agency* (3d), 2006 も参照せよ。同リステイトメント para.

1.04(1)では、“代理人—受託者”について「受託者であり、委託者または一人または二人以上の受益者の支配権に服する者」と規定している。Comment j および reporter's note j to para. 1.04 を参照せよ。また、para. 1.01, comment g, page 33 も参照せよ。ここでは、「信託条項において受託者が委託者または受益者の支配権に服すると規定しない限り、受託者は委託者または受益者の代理人ではない」と規定している。このことは、ある者が受託者であり代理人でもある可能性を示唆している。事業計画に関する財産の権限保有者は受託者であるが、その者の負う義務は代理人としての義務である。ただし、被指名受託者として何人に対しても義務を負う場合は別である。カナダにおけるこの問題については、例えば、*A.E. LePage Ltd. v. Kamex Developments Ltd.*, 1977 CarswellOnt 414, 78 D.L.R. (3d)223 (Ont. C.A.), affirmed 1979 CarswellOnt 706, [1979] 2 S.C.R. 155 (S.C.C.)を参照せよ。ここでは不動産投資シンジケートとの関係でこの問題が提起された。同事件においては、パートナーシップの存在を認定することはできないとされた。しかし、*Lansing Building Supply (Ontario) Ltd. v. Ierullo*, 1989 CarswellOnt 2316, 71 O.R. (2d) 173 (Ont. Dist. Ct.)においては、パートナーシップの存在が認定された。

⁶⁶ 脚注65の *Restatement of the Law, Agency (3d)* に関する記述を参照せよ。また、*Scott on Trusts*, 4th ed. (1987) at para. 8. *Trident Holdings Ltd. v. Danand Investments Ltd.* (1988), 49 D.L.R. (4th) 1, 64 O.R. (2d) 65 (Ont. C.A.)も参照せよ。(1989) 9 ETP.J. 97. では Paul M. Perell によるコメントがなされている。このコメントは E.T.Q. の紙面上でなされたものであり、カナダにおけるビジネス・トラストの受益者は自らを本人とし“受託者”を代理人とするような支配権を有しているのかどうかに関する Robert Flannigan と Maurice Cullity によるデータベース (1984-88) に対し言及がなされている。

⁶⁷ ポートフォリオ投資は投資家になろうとする者が決定する投資範囲または投資類型に従うことになる。信託間における差異は証券および高成長または利回りの可能性に対するスポンサーの考えに起因する。ほとんどの現代ポートフォリオはこれらを組み合わせたものである。しかし、例えばポートフォリオが社債または不動産投資からなる場合もある。また、ミューチュアル・ファンドはそれぞれの場合において、特定の市場領域に投資を集中する場合があります。増加している。“オフショア”の投資信託は“オンショア”のミューチュアル・ファンド会社と同様に 1980 年代において

人気を博するようになった。“オフショア”とは非カナダ居住者という意味である。

⁶⁸ および、ある一定の投資類型による制限に従わなければならない。脚注 61 の所得税法 108 条 2 項、132 条 6 項、7 項。投資に対する証券規制上の制限については、National Instrument 81-102, part 2. を参照せよ。ミューチュアル・ファンドおよびそれに関連する税法上の問題については、P. Botz, “Mutual Fund Trusts and Unit Trusts: Selected Tax and Legal Issues” (1994) 42 Can. Tax J. 1037. を参照せよ。

⁶⁹ 過去においては、モーゲージの分野において高利回りの手段として設定された信託は、モーゲージの分野が技術的でありかつ巨額な初期投資が必要であることを理由に同分野から締め出されていた零細投資家にとって非常に人気があるということが明らかとなった。かなり多額の資金が集まり、それらはとりわけ住宅業界に投資されるようになった。

スプリット債信託は投資信託である。信託会社は高格付けの社債を取得し、そしてそれぞれのクーポンに対する受益権を元本に対する受益権とは別に販売する。社債の満期までの期間は長期間に設定されていることから、クーポンまたは元本を購入した者はかなりの割引額で購入することになる。零細投資家にとって魅力的な点は、投資家が望む通りの少額のクーポンを購入することができ、また、市場で社債を取引する場合のように利息と元本の双方に投資しなければならないという事態を回避することができるという点である。元本全体またはその一部の購入者は、市場で社債を購入する場合と同様に投資の実質的部分を取得する。しかし、ここでも投資家にとって魅力的な点がある。例えば、投資家は将来のある時点において期待される元本をまさにその大きさと購入することができ、さらにそのような購入を高格付けの社債で行うことができる点である。

實際上、社債は多数の少額の社債に分割され、信託会社は受託者として当該社債（いわば頭となる社債）に対して権利を有し、そして満期が到来した際にはクーポンまたは元本に対する受益権を購入した投資家それぞれに対して報告を行う。このような仕組みは社債に投資を行うユニット・トラストに類似している。

社債が満期に至るまでのインフレおよび利率に関する諸要素を計算に入れているクーポンの購入者は、満期日において、このようにしてクーポンを取得する場合でなければ得ることができなかったであろう元本額を受け取ることを期待するであろう。そして受領した金銭は、社債購入時においてはまだ若い子供の高等教育、個人の退職、その他の場合に生ずるであろう満期日または満期日の後すぐに訪れる負債元本の支払いのために利用される

ことになる。社債の元本を購入する者もまた同様の計算を行うであろう。

⁷⁰ “Real Estate Investment Trusts: State Tax, Tort, and Contract Liabilities of the Trust, Trustee, and Shareholder” (1973) 71 Mich.L.R. 808. B.K. Jordan, “Ups and downs: a REIT dilemma” (2000) 7 Florida Bar J. 54. を参照せよ。アメリカ合衆国においてイスラム圏の不動産等信託が発展する可能性については、Nicole C. O’Neal, “The Development of Islamic Finance in America: The Future of Islamic Real Estate Investment Trusts” (2009) 44 Real Prop. Tr. & Est. L.J. 279. を参照せよ。

⁷¹ R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.), as amended, 108 条 2 項 b 号 ii および 132 条 6 項 b 号 ii。カナダにおける不動産投資信託市場の展開、とりわけ 1990 年代における展開については、Michael Torkin, “Real Estate Investment in the 1990s: An Analysis of REITs” (1999) 13 Banking and Finance Law Review 199 at 206-11 and 215-16. で論じられている。

⁷² カナダにおいて不動産投資信託が設定される以前において、すでにアメリカ合衆国における不動産投資信託は投資対象としての人気をほとんど失っていた。不動産投資信託が設定され過ぎたため、その多くが投資家から集めた資金を投機性の高い商業開発ローンに投資した。そして不可避免的に、それらの不動産投資信託は市場における高リスク目的のために活動していると考えるならば、それらの多くは深刻な損害を被り、その結果、多くの投資家が損害を被ることとなった。問題の多くは、アメリカ合衆国において不動産投資信託が専門の当局による規制に服していなかったことが原因で生じた。不動産投資信託が 1973 年にカナダに導入されたとき、このような教訓が生かされた。アメリカ合衆国における不動産投資信託の位置付けについては、J.G.Taylor III, “The Final Collapse of the REIT Industry: An Analysis and Proposed Regulatory Framework” (1978) 9 Texas Tech. L.Rev. 451. をさらに参照せよ。

ある投資類型に特化しているこの種の投資信託は明らかに市場および経済の動きに影響されやすい。天空における彗星のように、これらの投資信託はしばらくの間は明るい輝きを放つが、その後視界から消えてしまい、その輝きは失せてしまう。1981 年からその後にかけての不況期において、不動産価格は値下がりした。その後、21 世紀の初頭において非常に低利率の借入れにより不動産投資信託のユニット価格は高騰し、再度下落したのは 2008 年においてのみであったという点が再度強調された。

⁷³ R.S.C. 1985, c. C-44, as amended. トーキン の議論

については、脚注 57, at 212-15. を参照せよ。カナダについては、J. Menetsky, “Real Estate Investment Trusts: An Analysis of the Investment Vehicle and Income Tax Implications” (1995) 53 U. Toronto Fac. L. Rev. 95. を参照せよ。

⁷⁴ 石油およびガスロイヤリティ信託と主に関連する州は、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州である。これらの信託にとって最初のきっかけとなったのは、1940 年代後半のアルバータ州におけるターナーバレーおよびレドウッドウッドベンドの油田および天然ガス田の発見および開発であった。ただし、ロイヤリティ信託の設定は 1920 年代または 1930 年代初頭まで遡ることができる。

⁷⁵ 法律により、税金の控除は他の控除が行われる前になされなければならない。

⁷⁶ 石油およびガスは異なった地質構造において発見されることから、一人の産出者の権利、または一つのロイヤリティ信託若しくは採掘権信託の権利は、地層のある一定の範囲内で発見された石油、ガス、および炭化水素を処分する権利に限定されている。これらの範囲は採掘物の種類または垂直深度によって規定されるであろう。

⁷⁷ John A. Brussa, “Royalty Trusts” (1997) 35 Alta. L. Rev. 314 at 325-28. を参照せよ。この仕組みの変形型は、公益企業が当該企業の株主をそのまま引き継いで収益信託型の構造に組織変更し、そして当該株主が信託のユニットを最終的に取得するという方法である (ibid 328-30)。ブルッサは、“ロイヤリティ”には古典的なロイヤリティ信託、収益信託、および取得ロイヤリティ信託が含まれると説明する。“ロイヤリティ”という用語は現在ではほとんど完全に時代遅れとなっている。

⁷⁸ より古い信託証書の多くは、信託財産となるロイヤリティ権の性質に対する理解がそれ程正確ではなかった時代において起草されたものである。“ロイヤリティ”権は単なる法律学上の学術用語ではない。もしロイヤリティ権が土地における鉱物に対する権利を意味するならば、ロイヤリティ権は土地において登記できる権利ということになり、または鉱物が土地から産出された後のその売却代金に対する権利ということになる。後者の場合は登記することのできない対人的権利ということになる。ロイヤリティ権がこれらのうちどちらにあたるかは、委託者の意図の問題である。例えば、*Vanguard Petroleum Ltd. v. Vermont Oil & Gas Ltd.* (1977), 72 D.L.R. (3d) 734 (Alta. T.D.); および *Bank of Montreal v. Dynex Petroleum Ltd.*, 2002 CarswellAlta 54, [2002] 1 S.C.R. 146, 208 D.L.R. (4th) 155 (S.C.C.) を参照せよ。

これらの信託に関するさらなる議論および *Howe v. Lord Dartmouth* (1802), 7 Ves. Jun. 137, 32 E.R. 56

(Eng. Ch. Div.)におけるルールとの関係でロイヤリティ収入は消費財となるかどうかという問題については、第19章第3節B1vの本文および脚注173 et seq. を参照せよ。

⁷⁹ レストラン事業に関しては、例えば、A&W Revenue Royalties Income Fund, The Keg, and Consumers' Pizza. を参照せよ。消費財に関しては、例えば、FP Newspapers, Heating Oil Partners and Consumers' Waterheater を参照せよ。運輸に関しては、例えば、IAT Air Cargo and Westshore Terminals を参照せよ。工業製品に関しては、例えば、Advanced Fibre, BFI and Superior Propane を参照せよ。これらの事業収益信託は非常に人気となったことから、2002年における新規の受益権発行の86パーセントが収益信託によるものであった。Michele Robitaille & Mike Hoehn, "Business Income Trusts Evolving into a Core Asset Class", National Bank Financial: Equity Research (March 6, 2003) at 1. 2003年2月までにおいて、100以上の収益信託がトロント証券取引所に上場されており、その市場規模は450億ドルを超える (ibid)。2003年9月において、収益信託の総額は600億ドルであり、この2年以内においてその規模は1500億ドルになると見込まれている ("Ontario election call puts trust-liability issue on hold," *Globe and Mail* (9 September 2003) を参照せよ。)。2003年前期において、新規受益権発行市場における収益信託の優位性についてはその重要性が低下する一方、収益信託による受益権の新規発行は新規受益権発行全体の45パーセントを占め、またその総額の80パーセントを占めている ("IPO activity falls off in first half", *Ottawa Business Journal*, 8 July 2003 を参照せよ。)

⁸⁰ 例えば、Paul D. Hayward, "Income Trusts: A 'Tax-efficient' Product or the Product of Tax Inefficiency?" (2002) 50 Can. Tax. J. 1529 at 1534-45. を参照せよ。事業収益信託の仕組みは様々な方法で用いられている。前掲脚注79のRobitaille & Hoehn at 44, and 61-66. は、六つの一般的な構造に分類している。非常に単純な事業収益信託の仕組みは、信託ユニットを一般大衆に販売し、その販売代金が事業運営体に投資されるというものである。当該信託の受託者は当該事業運営体に対しエクイティ持分を有し、そして信託財産の大部分が当該事業運営体に対してローンの形で貸し付けられる。当該ローン条項により当該事業運営体の利息支払前の収益のほとんどを信託からの貸付けに対する利払いとして受託者に分配することが可能である。支払い利息は税金との関係で事業運営体によって損金算入され、それにより事業運営体の課税対象利

益を減少させることができる。次に受託者は事業運営体から受領した金銭をユニット保有者に対して分配することができる。それにより当該事業運営体の税引前利息収益をユニット保有者にフロースルーさせ、そしてユニット保有者の下で課税が行われる。事業運営体から収益を徴収する仕組みとしては、事業運営体の商号または商標に対して権利を取得する場合も含まれるであろう。当該商号または商標はロイヤリティの支払いと引き換えに事業運営体に再び付与されることとなる。事業運営体は通常株式会社の形態をとる。それにより当該会社の株主である受託者に対し有限責任を享受させる。しかしながら、幾つかの事例においては、事業運営体は有限責任組合または信託の形態をとる。上記において不動産投資信託との関連で言及したように、信託設定証書にはカナダ事業会社法といった会社法におけるガバナンス規定に概ね従ったガバナンス規定が設けられている。ただし、株式買取請求権または少数株主保護規定については規定されていない。Mark Gillen, "A Comparison of Business Income Trust Governance and Corporate Governance: Is There a Need for Legislation or Further Regulation?" (2006) 51 McGill L.J. 327. を参照せよ。

⁸¹ 所得税法 R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.), 104条6項b号、122条1項、122.1条2項 as amended by S.C. 2007, c. 29, 13条1項を参照せよ。当該改正は2006年10月31日に発効したとみなされる。当該改正は、事業収益信託に対して株式会社と同様に課税を行う効果を有している。事業収益信託はその受領する収益につき、法人に対する税率で課税される。これは、たとえ収益が同年度において信託受益者に分配される場合であっても同様である。このような信託における収益の取扱いは次の場合に適用される。すなわち、当該信託がカナダ居住者であること、当該信託の投資ユニットが証券市場に上場されていることまたは他の公開市場で取引されていること、さらにこれらの証券の発行体のエクイティ証券の10パーセント超を保有していることまたは信託におけるエクイティの価値の50パーセント超をある特定の発行体が発行する証券で保有することである。また、このような収益の取扱いは信託がある財産を保有しており、当該信託がカナダにおいて事業を遂行するにあたってその財産を使用する場合にも適用される。所得税法122.1条1項における、"SIFT trust" and "non-portfolio property" の定義を参照せよ。このような法人税法の扱いはミューチュアル・ファンドには適用されないであろう。なぜならば、ミューチュアル・ファンドは単一の発行体に対しその資産価値の50パーセント超を投資することはありえず、また特定の発行体のエクイティ証券の10パーセント超を保有することもありえず、さらには事業遂行にあたって使用す

る財産を保有することもありえないからである。不動産投資信託は特別にこのような法人税法の扱いから除外されており、引き続きフロースルーによる課税を利用することができる。Mitchell Sherman and Jarrett Freeman, “The Gift of SIFT”, *Report of Proceedings of Fifty-Ninth Tax Conference*, 2007 (Toronto: Canadian Tax Foundation, 2008), 14:1-31.を参照せよ。

⁸² *Ibid.*

⁸³ 統一法典がカナダ (Uniform Income Trust Act (2008), <http://www.ulcc.ca/en/us/index.cfm?sec=UniformIncomeTrustsAct>) およびアメリカ合衆国 (the Uniform Statutory Trust Entity Act (2009), <http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/ubta/2009final.htm>) において起草された。カナダにおける統一法典の起草は事業収益信託の隆盛に対応するために行われたものであり、その動機は事業収益信託の税制上の優遇措置を除去したいとの思惑によるものと思われる。これらの統一法典に関する議論および両者の比較については、Paul Miller, 前掲脚注 62 を参照せよ。

⁸⁴ R.S.C. 1985, c. B-3, as amended.

⁸⁵ このテーマに関する研究調査として、*the Report of the Study Committee on Bankruptcy and Insolvency Legislation*, Canada, 1970 (The Tassé Report) とりわけ paras. 1.3.09-1.3.26.を参照せよ。この立法の目的については、Roderick J. Wood, *Bankruptcy and Insolvency Law* (Toronto: Irwin Law, 2009) at 4 and 36-9.を参照せよ。破産管財人の役割については、*ibid.*, at 43 and 229-35.を参照せよ。

⁸⁶ アメリカ合衆国における担保付社債信託の起源に関する大まかな歴史については、Martin D. Sklar, “The Corporate Indenture Trustee: Genuine Fiduciary or Mere Shareholder?” (1989) 106 *Banking Law Journal* 42 at 43-44.で記述されている。これらの信託は交渉による取引の結果であり、よって一方に偏りがちであるとの議論については、Martin Riger, “The Trust as Bargained Contract: The Persistence of Myth” (1991) 16 *J. Corp. L.* 211.で記述されている。

⁸⁷ 典型的に社債権者に代わりこれらの役割を引受けるのは受託者であり、そして信託証書には社債権者が自分自身で信託条項の実現を遂行する権利を制限する条項が設けられているのが通常である。これらの条項の有効性およびその効果については、*Millgate Financial Corp. v. BF Realty Holdings Ltd.* (1994), 15 B.L.R. (2d) 212 (Ont. Gen. Div. [Commercial List])で議論されている。(1995), 19 B.L.R. (2d) 271 (Ont. Gen. Div. [Commercial List])で理由付けが追加されている。また、

Casurina Ltd. Partnership v. Rio Algom Ltd. (2002), 28 B.L.R. (3d) 44 (Ont. S.C.J. [Commercial List]), affirmed (2004), 181 O.A.C. 19 (Ont. C.A.),控訴棄却(2004), 2004 CarswellOnt 3999 (S.C.C.)も参照せよ。

⁸⁸ *Interim Report of the Select Committee on Company Law* (the Lawrence Committee), 1967, Ontario, chapter XI, “The Role of the Trustee under the Trust Indentures”: J.G. Ware, “The Role of Trustee under Trust Indentures” (1968) 26 *Faculty of Law Review* (Univ. of Toronto) at 45.一般的な議論については、J.C. Kennedy, *Corporate Trust Administration and Management*, 2nd ed. (1975).を参照せよ。

⁸⁹ 信託証書の条項が社債発行者にとって有利であり、受託者を責任から保護する傾向があるという点については、Sklar, 前掲脚注 86 および Martin Riger, 前掲脚注 86 を参照せよ。

⁹⁰ 例えば、事業会社法 R.S.O. 1990, c. B.16, Part V, 46 条-52 条; カナダ事業会社法 R.S.C. 1985, c.C-44, as amended, Part VIII, 82 条-93 条。これらの規定は一般的に 1939 年米国信託証書法 (the U.S. *Trust Indenture Act of 1939*, 15 U.S.C. § § 77aaa et seq.) の規定に倣っている。これらの規定については、J.S. Ziegel, *Studies in Canadian Company Law*, Vol.2 (1973) at 36-38.を参照せよ。米国における社債受託者の利用および 1939 年信託証書法の制定に至った制度の展開に関する歴史的経緯については、Efrat Lev, “The Indenture Trustee: Does it Really Protect Bondholders?” (1999) 8 *U. Miami Bus. L. Rev.* 47 at 50-52.を参照せよ。“Bond Default and the Dilemma of the Indenture Trustee” (2008) 59 *Alabama L. Rev.* 1037.において、Stevens Schwarcz および Gregory Sergi は、通常のプルーデント・パーソンに対する注意義務の基準は社債受託者にとって厳格すぎると主張している。なぜならば、このような基準が社債受託者に適用されることにより、本来ならば交渉または和解が望ましい場合であっても、救済措置をとることにより責任を回避するような行動に社債受託者が終始してしまうからである。このような基準ではなく、会社取締役に対する場合と同様の経営判断原則を採用すべきであると示唆している。“A New Governance Structure for Corporate Bonds” (1999) 51 *Stanford L. Rev.* 447.において、Yakov Amihud, Kenneth Garbade, 並びに Marcel Kahan は、社債受託者には社債発行者の監督および財務制限条項の再交渉についてより広範な権限が付与されるべきであると主張している。このような三人の主張に対するコメントが、Lev, *supra* at 115-20.でなされている。

⁹¹ *Parkland Mortgage Corp. v. Therevan Development Corp.* (1981), 128 D.L.R.(3d) 682 (Alta. Q.B.)が適当な事

例である。また、*Re Urman* (1981), 128 D.L.R. (3d) 33, 38 C.B.R.(N.S.)261(Ont. S.C.), reversed (1983), 44 O.R. (2d) 248 (Ont. C.A.) at 256-58 [O.R.],および *Winnipeg 1 Mortgage Exchange Ltd. v. Mortgage Holdings Ltd.* (1982), [1983] 1 W.W.R.213, 19 Man. R. (2d) 1 (Man. C.A.)も参照せよ。モーゲージ・ブローカーの取り決めに関して困難であった点は、これらの事例のそれぞれにおいてブローカーおよび投資を行う顧客の双方にとって、自分達が署名または容認した信託証書の効果をはっきりしていなかったという点である。ブローカーは投資家が拠出した金銭またはその担保、若しくはその双方に対する受託者であるのかどうか、ブローカーと顧客双方にとって明らかでなかった。また、もしブローカーが当該金銭に対する債務者であるとするならば、受託者は同時に担保に対する受託者になることができるかどうか、どのようにして受託者になることができるのかについてもはっきりしていなかった。

⁹² *Winnipeg Mortgage Exchange Ltd., ibid.*,を参照せよ。当該事例においては、モーゲージへの投資家はいわゆる“信託合意”を承認した。これは、投資家自身と法人ブローカーとの関係を規定したものであり、当該法人ブローカーが担保を保有しその所有権を取得する。幾つかの事例において、投資家はモーゲージの購入者であり、ブローカーは当該投資家のための受託者であると文書で規定されている。また他の事例においては、投資家はモーゲージのモーゲージ権者であり、ブローカーはあるモーゲージに対するモーゲージの受託者であると規定されている。さらに、これらの取引のほとんどが“シンジケートされたモーゲージ”に関係している。

⁹³ ブリティッシュ・コロンビア州における土地に対する抵当権または土地に対する権利の登記については、土地登記法 R.S.B.C. 1996, c. 250, 197条-209条を参照せよ。モーゲージおよび他の担保取引における信託の利用に関する議論については、Donovan W.M. Waters, “The Trust in the Setting of Business, Commerce and Bankruptcy” (1983) 21 Alta. L.R. 395.を参照せよ。

⁹⁴ 例えば、建築先取特権法 R.S.O. 1990, c. C. 30, 7条-13条。このようなまだ支払を受けていない供給者または労働者もまた、法律によって先取特権を付与されている。すなわち、それらの者が有する債権の総額につき、問題となっている土地建物の所有者が有している財産権に対し先取特権を有する（14条および15条を参照せよ）。このような法律条項はコモン・ローの国であるカナダにおいて広く見られる。オンタリオ州の建

築先取特権立法における信託条項および信託の義務に関する議論については、Kevin McGuinness, “Trust Obligations under the *Construction Lien Act*” (1994) 15 C.L.R. (2d) 208.を参照せよ。

⁹⁵ これにより所有者に対して課せられる義務の例については、*Bre-Aar Excavating Ltd. v. D'Angela Construction (Ontario) Ltd.* (1975), 8, O.R. (2d) 598, 58 D.L.R. (3d) 654 (Ont. S.C.), considered in *Edward Stephens Associates Ltd. v. G.L. Trenching Ltd.* (1990), 40 C.L.R. 161 at 171-79.を参照せよ。所有者が支払いを受けていない供給者のための建築先取特権信託の受託者となる例としては、*Tetreault Construction (North Bay) Ltd. v. Wright* (1982), 45 C.B.R. (N.S.) 257 (Ont. Dist. Ct.)を参照せよ。

⁹⁶ 貸主のためにサブ信託が設定され、当該サブ信託の受託者はボックス・カーに対して動産抵当権を取得する。

⁹⁷ (1968), [1970] A.C. 567, [1968] 3 All E.R. 651 (U.K. H.L.).

⁹⁸ [2002] A.C. 164, [2002] 2 All E.R. 377 (U.K. H.L.). 第3章第6節“Trust and Debt”を参照せよ。また、D.J.Hayton, *Underhill and Hayton, Law of Trusts and Trustees*, 18th ed. (2010) at 21-24. C.E.F. Rickett, “Trusts and Insolvency: The Nature and Place of the Quistclose Trust” in Donovan W.M. Waters (ed.), *Equity, Fiduciaries and Trusts* 1993 (Toronto: Carswell, 1993) at 325; Dennis R. Klinck, “The Quistclose Trust in Canada” (1994) 23 Can. Bus. L.J. 45; Dennis R. Klinck, “Re-Characterizing the Quistclose Trust: Lord Millett’s Obiter Dicta in *Twinsectra*” (2005) 42 Can. Bus. L.J. 427.も参照せよ。一般的には、*The Quistclose Trust: Critical Essays*, William Swandling, ed., 2004, Hart Publishing.

⁹⁹ 証券化は、「この20年間における最も重要な金融革新の一つである」と言われている。Joseph C. Shenker & Anthony Colletta, “Asset Securitization: Evolution, Current Issues and New Frontiers” (1991) 69 Texas Law Review 1369 at 1371.を参照せよ。同論稿の著者は、多くの者が証券化を最近の現象として説明しているが、その起源は1世紀以上前に遡ることができると述べている (*ibid.*, at 1380-81)。

カナダ市場における証券化の成長については、Michael Clifford, “Asset Securitization: Recent Developments of Importance,” *Lexpert Articles on Recent Legal Developments, Canadian Legal Lexpert Directory 2000 (LEXD/2000-07)*; and Michael R. Carman, “Asset Securitization: Recent Developments of Importance,” *Lexpert Articles on Recent Legal Developments, Canadian Legal Lexpert Directory 2001 (LEXD/2001-09)*.を参照せよ。証券化の仕組み一般につ

いては、例えば、Steven L. Schwarz, “The Alchemy of Asset Securitization” (1994) 1 Stan. J.L. Bus. & Fin. 133; Steven L. Schwarz, “The Universal Language of International Securitization” (2002) 12 Duke J. of Comparative and International Law 285 at 285-88; and Tamar Frankel, *Securitization: Financing, Financial Asset Pools, and Asset-Backed Securities* (Boston: Little Brown, 1991 & Supp., 2003).を参照せよ。また、Lara Friedlander, “Securitization of Divisible Interests: A Canadian Response to Steven Schwarz” (1998) 29 Can. Bus. L.J. 323;および S.D. Gibson, “The case of the expanded role of trustees in securitizations” (2004) 121 Banking L.J. 387.も参照せよ。2008年の米国におけるサブプライム危機に端を発して、証券化の受託者に対して多くの訴訟が提起された。これらの訴訟の幾つかについては、Robert J. Coughlin, “Caught in the Cross-fire: Securitization Trustees and Litigation During the Subprime Crisis” in Practising Law Institute, Commercial Law and Practice Course Handbook Series, New Developments in Securitization, 2009, at 515.で検討されている。

¹⁰⁰ 将来キャッシュフローに対して権利を有している者は通常、“オリジネーター” と言い表される。

¹⁰¹ 信託と環境は、例えば、“汚染源を管理し、運営し、支配している” 者の責任に関しても交錯する（オンタリオ州環境保護法 R.S.O. 1990, c. E. 19, 7条および8条を参照せよ）。信託財産を支配している受託者もこれらの用語の範囲に含まれるであろう。環境汚染の広がりをうける範囲はいかなる場合であれ重大な問題である。この問題はとりわけ破産管財人にとって問題となりうる。これらの問題に関する議論については、例えば、Dianne Saxe, “Trustees and Receivers: The Environmental Hot Seat” (1990) 76 C.B.R. (N.S.) 34; Jennifer Klimek, “Liability for Environmental Damages in Insolvencies: *Bulora, Panamericana, and Lamford*” (1992) 2 J. of Envir. L. and Practice 257; Jennifer Klimek, *Insolvency and Environmental Law* (Toronto: Carswell, 1995);並びに Paula Lombardi, “The Holding of Contaminated Land by a Trustee-Risks and Obligations” (2005) 24 ETP.J. 369.を参照せよ。

¹⁰² アメリカ合衆国における公共信託原理については、夥しい数の論稿が公表されている。そのうちのごく少数ではあるが、例えば、J.L. Sax, “The Public Trust Doctrine in Natural Resource Law: Effective Judicial Intervention” (1970) 68 Mich. L. Rev. 471; Stevens, “The Public Trust: A Sovereign’s Ancient Prerogative Becomes the People’s Environmental

Right” (1980) 14 U. Cal. Davis L. Rev. 195; S.W. Reed, “The Public Trust Doctrine: It It Amphibious?” (1986) 1 J. Env. L. & Lit. 107; C.F. Wilkinson, “The Headwaters of the Public Trust: Some Thoughts on the Source and Scope of the Traditional Doctrine” (1989) 19 Env. L. 425; H.C. Dunning, “The Public Trust: A Fundamental Doctrine of American Property Law” (1989) 19 Env. L. 515; M.C. Blum, “Public Property and the Democratization of the Public Trust Doctrine” (1989) 19 Env. L. 573; A. Rieser, “Ecological Preservation as a Public Right: An Emerging Doctrine in Search of a Theory” (1991) 15 Harv. Env. L. Rev. 393;並びに Carol M. Rose, “Joseph Sax and the Idea of the Public Trust” (1998) 25 Ecology L.Q. 351.を参照せよ。米国公共信託原理に関する議論の歴史については、James L. Huffman, “Speaking of Inconvenient Truths—A History of the Public Trust Doctrine” (2007) 18 Duke Envtl. L. & Pol. F. 1; Alexandra B. Klass, “Modern Public Trust Principles: Recognizing Rights and Integrating Standards” (2006) 82 Notre Dame L. Rev. 699, at 702-14.を参照せよ。初期のリーディングケースである *Illinois Central Railroad Company v. Illinois*, 146 U.S. 387 (1892).において公共信託原理の起源に焦点を当てるものとして、Joseph D. Kearney & Thomas W. Merrill, “The Origins of the American Public Trust Doctrine: What Really Happened in *Illinois Central*” (2004) 71 Univ. of Chicago L. Rev. 799.を参照せよ。James Huffman の論稿は、Hope M. Babcock, “The Public Trust Doctrine: What a Tall Tale They Tell” (2009) 61 South Carolina L. Rev. 393.において批判されている。¹⁰³ 2004 CarswellBC 1278, 240 D.L.R. (4th) 1 (S.C.C.). *Green v. Ontario* 1972, CarswellOnt 438, 34 D.L.R.(3d) 20 (Ont. H.C.). においては公共信託原理が発展する可能性があった。原告はオンタリオ州政府が州立公園法の規定に基づく信託上の義務に違反したと主張した。同法では「全ての州立公園はオンタリオ州の市民およびその他の人々に供されるものであり、それらの者は健康促進および教育のためにこれらの公園を利用することができる。また、州立公園は本法および本法に基づく規則に従い将来世代の利益のために保持されなければならない」と規定されていた。裁判所は、公共信託原理に特有のアプローチを採用するのではなく、伝統的な信託法原理に基づく信託上の義務が存在するかどうか判断を行い、本件で主張された信託の内容は不明確であることから信託は存在しないと結論付けた。公共信託に関しては、*Canadian Parks & Wilderness Society v. Superintendent of Wood Buffalo National Park* (superintendent), 1992 CarswellNat 763, (sub nom. *Canadian Parks & Wilderness Society v. Wood Buffalo National Park*) 55

F.T.R. 286 (Fed. T.D.)においてもまた論じられた。

カナダにおいて公共信託原理が発展する可能性については、例えば、C.D. Hunt, “The Public Trust Doctrine in Canada”, in J. Swaigen, ed., *Environmental Rights in Canada* (Toronto: Butterworths, 1981); John C. Maguire, “Fashioning an Equitable Vision for Public Resource Protection and Development in Canada: The Public Trust Doctrine Revisited and Reconceptualized” (1998) 7 J. of Env. L. and Practice 1; and Barbara von Tigerstorm, “The Public Trust Doctrine in Canada” (1998) 7 J. of Env. L. & Practice 379; Jerry V. DeMarco, Marcia Valiante, and Marie-Ann Browden, “Opening the Door for Common Law Environmental Protection in Canada: The Decision in *British Columbia v. Canadian Forest Products Ltd.*” (2005) 15 *Envir. Law & Pol.* 233;並びに Scott Kidd, “Keeping Public Resources in Public Hands: Advancing the Public Trust Doctrine in Canada” (2006) 16 *J. Envir. Law & Pol.* 187.を参照せよ。

¹⁰⁴ 例えば、環境法 R.S.Y. 2002, c. 76; 環境権法 R.S.N.W.T. 1988, c. 83 (Supp.).を参照せよ。

¹⁰⁵ R.S.Y. 2002, c. 76, 8条および38条1項。

¹⁰⁶ 同8条および38条2項。

¹⁰⁷ 同6条。

¹⁰⁸ 同8条。

¹⁰⁹ 同8条および10条1項。

¹¹⁰ 同2条。

¹¹¹ Donovan W.M. Waters, “The Role of the Trust in Environmental Protection Law” in Donovan W.M. Waters (ed.), *Equity, Fiduciaries and Trusts 1993* (Toronto: Carswell 1993) 383 at 391-404.における議論を参照せよ。

¹¹² *Ibid.*, at 404-07.

¹¹³ *Pemsel v. Special Commissioners of Income Tax*, [1891] A.C. 531 (U.K. H.L.) at 583 per Lord Macnaghten.を参照せよ。目的信託および慈善目的信託については、第14章第2節で取り上げる。

¹¹⁴ Waters, 前掲脚注111, at 412-13.を参照せよ。

¹¹⁵ このアプローチは、ユーコン準州ファーロ近辺の鉛、銀、亜鉛採掘のための開発を目的とした *Curragh Resource* 社の信託方式による環境ファンドで採用されたものである。Waters, 前掲脚注111, at 412-13.を参照せよ。

¹¹⁶ *Ibid.*, at 415.

¹¹⁷ 一般的には、Waters, *ibid.*, at 406-19.を参照せよ。

¹¹⁸ オフショア法域に関する主要な話題および諸問題およびほぼ全てのオフショア法域における信託法、財

産法並びに相続法について記述した資料として、

International Trust Laws, Vol. 1-3, eds. David Brownbill, Q.C., et al. (Jordans, 1992, looseleaf, England)を参照せよ。最先端の諸問題に関する論稿については、*The International Trust*, 3rd ed., gen. ed. D.J. Hayton (Jordans, 2000)をさらに参照せよ。

¹¹⁹ 1920年代および1930年代におけるオフショア法域を表すために作られた用語は“タックス・ヘイブン”であった。今日において当該用語は軽蔑的に用いられている。

¹²⁰ 2003年ヴァージン諸島特別信託法。ヴィスタ信託は、受託者が私会社の株式所有権を有するが、しかし当該会社の経営権は完全に他者に残されたままである場合に生じる問題に対処するためのものである。

¹²¹ *Trust Law (2001 Revision)*, Pt.VIII— *Special Trusts — Alternative Regime*.1997年に制定された第8編は、人および私的目的の双方が一つの信託の目的となりうる信託を創設した。この場合、信託それ自体は、信託証書において任命された者または当該目的との関係で裁判所が単独で執行することができる。また、慈善信託に関するコモン・ロー裁判所が従来から有している制度構築権限である管理運営および可及的近似則に関する権限もまた、第8編の信託にも適用される。

¹²² オフショア信託およびプランニングに関する諸問題のみを取り上げている二つの刊行物として、*Trusts and Trustees*, monthly issues, O.U.P. Oxford, England,および *the Journal of International Tax, Trust and Corporate Planning*, a quarterly, Jordans, Bristol, England.がある。

原著：Donovan W.M. Waters, Mark Gillen, Lionel Smith, Waters' Law of Trusts in Canada, 4th ed., at 565-607 (Toronto: Thomson Carswell, 2012).

原著者：Donovan W.M. Waters

ウォーターズ博士はオックスフォード大学法学部を卒業後、同大学院を修了され、ロンドン大学で博士号 (Law of Equity) を取得された。その後、オックスフォード大学、香港大学、ビクトリア大学、マギル大学で法学博士の学位を授与されている。そして、1996年にビクトリア大学を退職されるまで、オックスフォード大学、ロンドン大学、シカゴ大学、サスカチュワン大学、マギル大学等の世界各国の大学で教鞭を執ってこられた。またハーグ信託条約およびハーグ相続条約のカナダ代表団団長を務められ、後者では報告担当者にもなられた。

信託法研究の世界的な第一人者として、コモン・ロー法域の信託のみならず、大陸法法域の信託にも造詣が深い。また、信託の歴史的研究家でもあり、信託の起源から今日における金融分野の最先端の信託に至るまで、幅広く通暁されている。

※本稿は、平成25年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号：25380106）および平成24年度信託研究奨励金による研究成果の一部である。